

## 厚岸町議会 平成24年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成24年3月14日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成24年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、昨日に引き続き、議案第6号 平成24年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

349ページをお開き願います。

11款1項公債費、1目元金から進めてまいります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2目利子。  
3目公債諸費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 進みます。  
12款1項1目給与費。  
9番、南谷委員。

- 南谷委員 給与費、15億4,300万円のところでお伺いをさせていただきます。

国、道、その他、一財を含めまして15億3,400万円、この一財の14億3,400万円、総体の92%に相当するわけでございます。この分だけ見ますと、私はよく耳にするんですが、町の職員というのは、国から、道からの補助である程度賄われているというのがよく耳にする言葉なんですけれども、この一財14億3,400万円、92%に相当するんですけども、実質、本町の純然たる持ち出しというのは幾らになるんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 純然たる持ち出しの意味の解釈もあろうかと思いますが、一応、一般財源でございますので、大きく言うと、大きく言うという表現が正しいかどうかわかりませんが、この部分が一般財源として国、道、それからその他というのは特別の財源があるということでございますので、14億3,400万円が町の純然たる持ち出しといいますか、町で用意しなければならない財源だというふうに解釈してよろしいかなと思っておりますのでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 かつて、私、組合にいたとき、町の職員の給与、賞与等については、ある程度国からの補助があるのでということなんですけれども、そうしますと、おおむね厚岸町の自主財源の中から賄っている、92%は本町に直接かかわる税収の中から払われている、そういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今、ご質問者は税収というお言葉を使われましたので、一般財源の中には、ご存じのとおり、国から来る地方交付税も一般財源扱いになりますので、そういったものも含めて一般財源ということでございますので、その部分はいくまでも色が付いていない財源ということで、地方が自由に使えるお金の一部でございますので、それを含めてという解釈でお願いしたいと思います。

それから、補助金というのは、特定の目的があって交付されるものでございますので、そのうち、この給与費のところでは使える部分が、国が506万8,000円、北海道分が1,209万5,000円と相なっているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 確かに私の質問の仕方が荒っぽいかもしれないですよ。だけど、どうもこのところが前からひっかかっていたんです。そうすると、一般町民に聞かれたときに、約92%は町独自で持ち出していますよと、こうならないと思うんですよ。交付税として、交付税措置されている部分もあるだろうと。そういうものも含めて、細かい数字は別ですけど、およそどうだというぐらいのものがあるんじゃないのかな。今の答弁ですと、15億円の職員の給与というのは、およそ交付税措置されているけれどもと、そのところが全然見えてこないんですよ。

（「9番」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 9番。

●南谷委員 答弁の番なんですけれども、そのくらいはある程度つかまえていただきたいなと私は思います。前から疑念を持っていた部分なので、私も町民から聞かれたときに答弁に窮しておりました。ですから、およそこのぐらいのものはというぐらいの判断をひとつしていただければなと思います。

そこで進めてまいります。

退職手当組合負担金、1億7,900万円でございます。本町でも退手組合のほうに積立をされております。この積立額というものは、本町からの、平成24年度は1億7,900万円積まれるんですが、今、170何名の職員がおるわけでございますが、退手組合に積んである

退手組合の積立額というんですか、本町の退手組合の基金残高を含めて総体額は、本町の現職員が退職される1年分の支払額なんですけど、およそ何年分ぐらい積み立てをされているか、わかりますか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、交付税に係る厚岸町の給与費に占める交付割合と申しますか、そういった趣旨のご質問だったと思いますけど、交付税の性格上、厚岸町の人件費がこれだけかかっているから、その分を人件費相当として普通交付税で算定しますという計算にはなってございません。一定の標準団体を想定した中で、各行政需要、これも国が一方的に計画する地方財政計画という中に位置づけられているわけですが、その中でも、その中に、いわゆる行政サービスをする部分として、当然職員がサービスの主体になるわけですから、その部分を一定割合、基準財政需要額の中に措置しているという表現を使ってございます。ですから、その部分が厚岸町の一般財源の部分に何割占めるかというのは計算できない仕組みになっておりますので、総体の交付額の中にその部分も含まれているということでございます。その部分をもう少し詳細に計算するとすると、かなりその内容を詳しく精査する必要がありますけど、その部分はこの給与費だけでなく、厚岸町全体の行政需要の中に入っているということでございまして、限定的に計算することはかなり難しいということをご理解いただきたいというふうに思います。

我々も、交付税の中でどのような算定の動きがあるかという部分の中では、給与の部分のどのように匙加減するかというのは、非常に留意しているところでございます。新聞報道によると国が国家公務員の給与を削減すると。法律の規定上はそれを地方自治体に強要することはできないわけですが、いわゆる普通交付税の算定上、国家公務員に準じるものという期待値をあらわした附則が付されているようでございますが、それにもし倣って算定がされるとすると、給与相当部分を基準財政需要額から減額するということを恐れているという新聞報道もございまして。ということで、給与の部分が入っていることは、人件費相当分は入っていることは確かでございますけど、そこは国も明らかにしない部分がございますので、我々はそれを少ない情報の中から想定した中で、全体の一般財源ということで考えて対応しているということもご理解いただきたいと思っておりますし、なお、その部分については、我々も不断の研究を怠らないようにして、分析できるものはしていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、課長の答弁はよくわかったんですが、私の質問がとてつもなく的外れの質問なのかもしれないんですけども、私はそうではないと思うんですよね。国から交付税措置をされている、確かにそのとおりだと思うんですよ。分析するのも至難だと、それもよくわかります。ですけど、少なくとも自分たちの働いている報酬に

対して、厚岸町が自主自立でやっていくためには、交付税の中の分解というものはある程度やはり目を通していくべきではないんですか。給料は人勸に基づいて上がっていくからいいんだ、財源のほうはこっちでこれでいいんだ、交付税措置されているんだ、でも、一財から出てくる数字もその試算をしているだけではないですか。やはり自ら検証してみる必要というのはあるのかなど。その数字の細かいものは別にしてもですよ。

全くそれでは、今の答弁を聞いていますと、交付税措置されているものの分解というのはほかのものも不可能だというふうに疑念を覚えるんですよね、私は。流れの中で粛々やっておられると。これでは自主自立にはならないのかなど、分析できないのではないのかなど。そこまでする必要がないという方もおられるかもしれませんが、私は、その細かい数字は別にして、およそこのぐらいのものは交付税措置されているぐらいのものはつかまえていただきたいなど、かように思いますが。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者の意図は非常によくわかります。我々も国がどのようになっているかという点については、やっぱり重要な要素でございます。人にかかわる部分の経費もどのように算定されているのかということも、これはご質問者おっしゃるとおりだと思います。我々も、その部分の動きというのはどのようになっていくのかということは留意しているところでございまして、本年度につきましても、国は地方の分の財政需要の中で人件費相当分は落として見えています。その意味は、人事院勧告が23年度ありました。それになぞって地方は給与の改善をするものだという前提がございまして、それから、人員の部分もございまして、それは国が想定している部分を地方が人員減するという前提で、地方に係る人件費の部分は地方財政計画の中では落として見ているということでございまして、我々はその部分を想定した中で普通交付税はどのように交付されていくのかということも考えながら推計を立てているわけでもございまして。なお、ご質問者がおっしゃるとおり、どのような状況になっているのかということは、我々も今まで何もやっていなかったわけではございません。その辺はご理解いただきたいと思っております。

なお、もう少しどのような状況になっていくのか、現状の分析、それから今後の推移というの、これからは絶え間なく研究していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時20分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 貴重なお時間をとらせていただきまして申しわけございません。

22年度末で負担金の累計、昭和32年から厚岸は加入しておりますけども、これは設立当時からです。負担金の累計が65億8,572万5,041円となっております。これまで支払われてきた退職手当の金額が60億1,899万5,400円。ですから、差っ引くと約5億6,600万円程度負担金の残高があるということになっております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 5億円ぐらい積んであるよと。さっき質問したのは、要支給額というんですか、現職員が退職された場合の必要額が残高で割り返したらどのぐらいになるんですかという質問を僕はしたんですよ。この基金の残高から割り返すと、よく世間一般の企業では、滞繰の必要額100%を積みましようというのが一般の企業会計なんですよ。ですけど、本町の170名以上いる職員の皆さんの必要額を基金にどのぐらい積んであるかという質問をさせていただいたんです。この金額が、残高と何%に充当するんだという質問をした。

私の推計では、恐らく10%に満たないという判断をしているんです。私の判断では。私、退手組合の議員やっていたわけだから、それからすると、そんなに今年の数字というのは、さっきの積立金額からすると非常に…、私の言いたいのは、少なくとも170何名の職員の皆さんの退職金については、みんな厚岸町の財源について安心なさっていると思うんですよ。その肝心の総務担当の課長がそのことにもう少し理解を示していただかなければ、全幅の信頼を得られないんじゃないですか。もう少ししっかりその辺、目を通して、職員の皆さんに信頼され得る体制というものも、担当に任せるばかりでなくて、もう少し頭に入れていただきたいなど、かように思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この質問に対する答弁も含めて、私なりにきちっとした学習、勉強をさせていただきたいというふうに思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 次、1目、他にございませんでしょうか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

13款1項1目予備費。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

355ページから359ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、1ページの第2条、債務負担行為につきましては、6ページの第2表と360ページから364ページの債務負担行為に関する調書でございます。ございませんでしょうか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 次に、1ページの第3条、地方債につきましては、7ページの第3表と365ページの地方債に関する調書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 次に、1ページの第4条でございますが、一時借入金についてであります。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、総体的にございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 委員長のご厚意により、この場所に置かせていただいたことを感謝します。

それで、非常に詳細な資料を出していただきまして、これもまた、会期が思ったより審議のスピードが速いので大変だったと思いますが、よく出していただきました。

それで、これを見させていただいたんですが、その前にちょっと、これ、誤りでないかなというのが一つありますので、それを先に片づけてから本論に入ろうと思いますが、7ページということですか、15分の7と書いてある、そこの右肩一番上に、厚岸町都市公園条例というのがありますね。条例条文9条になっていて、その下の宮園公園パークゴルフ管理規則を見ると、条例第15条に規定する使用料を減免することができる。矛盾しているんですよ。これ、都市公園管理条例の15条でないのかな、調べてみてください。9条というのは、恐らく緑の何とかかんとかのところが9条でなかったかと思いますが、もしこれでいいならそれで結構ですし、うまくなければ、まず先に字句の訂正をやってください。せっかくいただいた資料ですから。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ちょっと確認をさせていただいて。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
総務課長。

●総務課長（會田課長） 大変申しわけありません。資料の厚岸町都市公園条例第9条となっていて、第2項に使用料を免除することができる旨の規定がされておりますが、これが間違いでございまして、第15条が規則のほうの、パークゴルフ場管理規則の条例15条というのが正しくて、この規定が第15条の都市公園条例、使用料の減免となっておりまして、第15条、町長は公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料の全部または一部を減免することができるという規定になっております。続けて温水プール条例ですとか、前後にあるものですから、確認をしないまま提出してしまったということですので、大変申しわけありません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

それで本論に入りますが、非常にたくさんの条例があって、手数料や使用料や、いわゆる料金を徴収するには、まず条例に根拠がなければ、法律に根拠があるようなものがあって、いわば国の、昔でいう機関委任事務、そういうのをやっているなんていう中には、条例でなくて法律にあるのがあるかもしれないけれども、少なくともこのところにこれだけ条例が並んでいるということは、料金徴収の根拠として、まず条例条文が必要であるということだと思っております。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 地方自治法になりますけれども、第225条に使用料の規定がございまして、普通地方公共団体は第238条の4、第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収することができるという規定がございまして、227条ですけれども、こちらのほうに手数料の規定がございまして、普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務で特定のもののためにするものにつき手数料を徴収することができるという規定がございまして、これらの根拠に基づいてそれぞれ使用料、手数料について条例で規定しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

それで、これだけ膨大なものですから、一つ一つなんかやれないので、大ざっぱにタイプを4つぐらいに分けてみたんです。その前に、今、徴収根拠がわかりました。その徴収規定には、ほとんどの場合、減免規定がついているわけですね。ついていないのも1つか2つあったかと思いますが、それは今こっちへおいて、それで減免の仕方というか、条例の書き方なんです。条例というのは、この場合、規則委任、訓令委任というのがあればそれを含めていっていますがね。

それで、一つのパターンは、これは1つしか見えなかったんですが、減免事例が客観的に明記されているものがあります。これは狂犬病予防施行条例というの。これは盲導犬を使っている人だけなんです。だから、町のほうで広げたり狭くしたりということが一切できない。これは例外中の例外でして、あとは、条例には町長が特別の事情があると認めるとき減免、または、これはちょっと2番目の1と2になりますが、町長が公益上必要と認めるとき云々と、こういうふうになっています。そして、なおかつ、規則がありまして、その規則で幾つか大抵の場合は書いていて、最後のところに、町長が特別の事情があると認めるとき減免しますと。あるいは、町長が公益上必要と認めるとき規則で定めるところにより減免とあって、その規則を見ると、また、町長、あるいは物によっては教育委員会が特に必要と認めるときと、こういうふうになっています。それから、最後のパターンは、条例に減免規定がぼんとのっかっています。町長が特別の事情があると認めるとき減免。しかし、この条文を見ると規則委任、要綱委任条項がないんです。

それでお聞きしていきますが、まず、減免事例が明記されているもの、これは問題ないと思うんです。条例で町長が公益上必要とか、町長が特別の事由があると認めるとき、規則で定めるところによりと。あるいは、そういうふうにはっきりは書いていないけれども、別の条文で、なお、必要な事項は規則で定めるという委任規定があって、規則にまた減免に関する、こういう場合に減免するよというものが書かれているものがありまして、それを見ていくと、1何々、2何々、3何々とあって、最後にまた、大抵は最後のところなんです。その他町長あるいは教育委員会が特に必要と認めるときとか、あるいは町長が特別の事情があると認めるときと、このようになっていきます。ここでいう特別の理由とか特別の事情があるときというのは、全くの自由裁量なんじゃないでしょうか。それとも、例えば5つ書いてあった規則の中のこれに準ずるということになって、それだけではなかなか入らない想定外のこともあるかもしれないので、あえて規則にそのようなものをのせているんでしょうか。そのあたりは担当者としてはどのように解釈し、どのように取り計らっているか、お答えいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

まず、施設の使用条例なんですけれども、地区集会所条例ですとか、あとは教育委員



会の施設、これらに関連の条例に関しましては、平成13年に、実を言いますと統一した  
ものとして、それぞれほとんど規定が同じものになっていることがわかるかと思ひます。  
この減免規定についても同じ解釈のもとに、平成13年にそれぞれ地区集会所条例等の施  
設に関しては統一を図ったところをごさひまして、ここでいうその他町長が特に必要と  
認めるときということ、施設に関してはある程度の使用料等をもらう。ただ、町営牧  
場だとか、これはちょっとその中に含めていなかったものですから、またちょっと規定  
の仕方が違ふと思ひますけれども、この場合のその他町長が特に必要と認めるときとい  
う部分につきましては、上の4号までの部分、これに準ずるものであるんですけれども、  
この4つ以外の免除を認めなければならないと思われることがあった場合の、めったに  
この部分で使うことはないんですけれども、4つの限定したものではなくて、それら以  
外でもし出てきた場合に、当然その場合は事前に使用のお話があれば、起案等で伺い  
を立ててやる場合もありますし、そのときには電話等で行う場合もありますけれども、  
それらを含んで準ずるものとして、ほかに考えられる部分として、この5号の部分設  
けているということをご理解いただければと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 条文読めば、そうとしか解釈できないんだらうと思ひます。いわゆる例示  
規定が前にあって、一般規定を後ろに置いたということですね。

そこでなんですよ、ある人は、何かを利用しようとしたときに、その他特別の事由が  
あるときという何々規則ですね、第何条に当たりますので、条例にあるところの、町長  
が特別の事情があるとか、あるいは公益上必要があると、そういうことで認めたものに  
該当しますということ免除になったと。ある人がまた行ったら、いや、それには当  
りませんと言われた。そのときに、準ずるものなんです、おれだって準ずると思つたか  
ら来たんだよというふうになったときに、どのような客観性を担保するのか。例示規定  
はあるんですね。その例示規定のあるもので、そういう場合の客観性の担保はどう行  
われるのか、それについてお聞かせをいただきたい。

ここで訓令出ていないんだけど、そういうときには、例えばこういう人たちが集ま  
って会議をしてこうして決めるとか、そういう訓令は今回省略してこの資料に載せたん  
ですか。それともそういうものはないんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この5号の部分すべてを含んだものではごさひませんけれども、  
公の施設の使用料減免要綱というものを、町の部分と教育委員会のほうにも同じよう  
な要綱を定めておひまして、こういう団体、こういう団体という実名を挙げた中での施設  
の使用に関しての減免というものの要綱を定めておひます。今回ちょっとこれに挙げ  
ていなかったんですけれども、そのようなものを要綱として定めておひます。ですから、  
この団体が来たときには、施設の使用料に関しては減免しますよということでは、統一  
したものとして、町長部局、教育委員会部局、両方ともに持つておひます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それは私も見つけました。2回ぐらい名前の変った団体が、昔の名前で出ていますということになっていましたけど、その要綱には。

それで、私が聞いているのはそういうことじゃないです。町長なり教育委員長なりが条例を受けて、今ですよ、この5つなら5つの事例の中に入らないけれども、特別な事情があると認めたから減免しましたといったときに、その客観性、Aさんには適用して、Bさんには適用しなかったのはなぜですかと聞かれたときに、こういう形でやっていますということが言えるような解釈規定でもいいし、手続規定でもいいんだけど、そういうものがないということなんですね。この規則委任のある場合についてまず聞いているんですが、その点どうなんでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 行政手続条例というものが各自治体で定められた際に、厚岸町においても、それら使用に関する、行政手続に関しますので、それらのその他町長が特に必要と認めた事項とは何ぞやということで、それぞれの中で各課ごとに行政手続条例に基づくそれぞれの判断基準というものを統一してつくったことがございます。ただし、今、その他町長が特に必要と認めるときという部分で、それらが今現在統一したものとなっているかどうかとなりますと、大変申しわけありませんけれども、統一したものになっていないということでございます。

以上です。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、まず、規則のほうは、まだ多少救われるんです。例示規定がありますから、それに準ずるといふことなのでという、これだって納得してもらえるかどうかはわかりませんが、一応の引用ができます。

ところが、もう一つのパターンは、条例いきなり町長が特別の事情があると認めたとき減免しますということを書いてあって、減免に関する規則委任要綱にないんですよ。そうすると、この条文一本でいかなきゃならないです。これは規定上、全くの自由裁量ですね。少なくとも、字面から読めるのは、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この資料の中では、町営牧場の使用料に関しての規定がございません。規則への委任がございません。これまで町営牧場の中で減免が行われてきたかという、行われてはいないんですけども、これらせっきやく平成13年に施設の条例を統一したものとして行ったんですけども、ある意味、町営牧場の使用に関する部分が、

条例が特殊であったということもあって、その中に含めなかったということもございます。ですから、これから免除、減免があるないにかかわらず、この部分を規則のほうに規定しなければならないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 町営牧場のお話が出たんですが、手数料、使用料のときに一番最初に出てくる条例、少なくともみんなが思いついて、もし条例を見ようとしたときに見る手数料条例、これに規則委任ないでしょう。少なくとも資料からはね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町の手数料条例の中では、第4条に手数料の減免という規定がございます。その中では、1号については、国、地方公共団体、その他の公共団体が公用または公共用に使用するため申請したときとして、法令の規定により無料で取り扱いをしなければならないものということがこの第1号に当たるかと思えます。第2号が、厚岸町に住所を有する者が公費の援助を受けるため申請したとき。第3号が生活保護法により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。第4号では、天災その他特別の事情があると認めたときとして、この4号の中では、特に規則の委任は必要ないということ考えていたところでございます。

厚岸町手数料条例につきましては、あらかじめ標準手数料令というものが示されておまして、これに基づいた中でこの減免規定も規定したということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まだそういう、いわゆる規則委任が全くないものというのはあるんですね。例えば、火葬場条例、これなんかも全く規則委任ないですね。それから道路占用料条例。これは5ページかな。あるいは普通河川管理条例、これもそうですね。一つ一つ挙げていってもしようがないですけども、似たようなものが幾つもあるんですよ。

それで、こんなやりとりばかりしていてもしようがないですから、私のほうから提言的に言わせていただきますが、減免というものは、額が本当にわずかであったとしても、不公平感を利用者に与えたら、しこり残るんですよ。食べ物と金の恨みは残るって昔から言うでしょう。それで、何であの人は減免対象になったのに私はならないのということを聞かれたときに、やはり最終的に全部の場合が規定されるなんてあり得ないわけだから、規範的要素というのは残るんだけど、ただ、その判断も、町長が特に認めたときというけど、一回一回町長が事情を聞いてやっているわけではない。これは最終的な責任者だから町長がと書いているので、担当部局ですよ。もっと言うと窓口かもしれない。そういうところでもこんな形で規定にのっとって検討した結果、この条項に当たることになりましたという説明ができる場合とできない場合では、同じあの人はなぜという話でも、これは不公平感が随分違うんじゃないでしょうか。

ですから、いわゆる例示規定をつくって、なおかつ余地を残さなければならないのはわかりますけれども、こういうものはすべてを規定せよというほうが無理なのはわかりますけれども、それでもそのとき手続に客観性があるって、透明性と言ってもいいのかな、それをきちんと示すこともできると、少なくとも聞かれたらね、というような形にこういうものはしていかないと、何だ自由裁量でもって、そのときの気分で決めているのかなんていうふうに誤解されては困るんです。その点でいかがでしょうかということなんです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

使用料、手数料の関係であります。一般会計におきましては、使用料条例といたしましては厚岸町は31件、手数料といたしましては26件、それぞれ細々言いますと時間の関係上あれですから、総体的にこういう数字に相なっておるわけでありまして。

また、厚岸町の自主財源でございます。しかしながら、今提案いたしております使用料、手数料の自主財源に占める割合は19.9%であります。これは結果論であります。しかしながら、使用料、手数料と申しますのは、財政的見地からではなく、住民の特定の利用行為に伴うものであり、今ご指摘のありましたとおり、負担の公平の見地から徴収すべきものであるということでありまして、その点、ご理解いただきたいと存じます。そういう考えに基づいて徴収をいたしているということでありまして。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 町長の今の答弁は、失礼だが、私の聞いていることには何も答えていませんね。今やっているこういう自由裁量とも読めるような規定の仕方でいいのかと聞いているんですよ。公平の見地からやっておりますというのは、やっているのはわかっていますよ。ただ、客観性を持たせるために規則でも訓令でも、そういう手続をきちんと決めておく必要があるんじゃないかということをお提言しているんです。特に不公平感を与えてしまったら大変ですから。いわば公平性の担保というのは、やはり手続や、あるいは例示規定をきちっと決めるとかということによって初めてできるんじゃないかと。そうでなければ、結局、町長を初めやっている皆さんは、非常に公平性を考えてやったんだけど、結論しか相手方には行かない。それが、あなたは減免対象ですよと言われて怒る人はいないんですけども、残念ながら対象になりませんでしたと言われると、そのときにあの人は認められているのに私はなぜというのが出てしまいかねない、そこなんです。だから、そんなふうになる前にそういう手当てを、今きちっとやっているのはわかっているから、今のうちにきちんとしたらいかがですかということなんです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私は、負担の公平という見地から答弁をさせていただいたわけであ

りますが、さらに今質問がございまして、さらに公平という部分については詳細に明記する点も考えられるんじゃないかというご意見でありますので、今数多く条例または規則等もあるわけがございまして、今ご指摘ありましたとおり、さらに公平という意味から精査をしながら、より公平になるように、町民に公平という立場でありながらも、片方がよくて片方が悪いとかというようなことのないようにご理解いただくような精査をしながら、さらに見直すべき点があれば見直していかなければならない、そのように考えます。

(「結構です」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 他に総体的にございせんか。  
9番、南谷委員。

- 南谷委員 平成24年度、新年度予算でございまして、地方債の残高でございまして、23年度末で112億2,300万円ですか、24年度末には106億9,400万円になると、これ一つとっても5億2,900万円の減額に努力をなさっておられるし、それぞれの事業をしっかりと厳選されまして取り組みをされて、裏打ちのある事業を積極的に展開されている、そのことについては私も評価をさせていただきました。

それで、12番室崎委員さんのほうから、財政力指数につきまして資料要求がありますけれども、この財政力指数について若干お尋ねをさせていただきます。よろしいですか。(「はい」の声あり)

厚岸町の財政力指数、過去3カ年の資料要求をなさっておられますが、(発言する者あり) 財政力指数ですね。高いほど財源力があるということでございまして、残念ながら、平成20年度、21年度、22年度と過去3カ年の平均は0.221なんですけれども、22年度では2.6に下がってしまう。私なりにこの数字をじっとにらんでいたんですけれども、分子である基準財政収入額、これらの関係がどんどん縮小してきている。これなんかは国の基準の税金、町民税なんかの収納率98%となっているんですけども、厚岸町は92%でこの結果を試算なさっておられる。それから、どうしても厳しい状況にある。さらには、分母の需要額のほうも、逆にこっちは上がっていつている。そうすると24年度の試算はどうなるんだろうかと非常に心配な部分がございました。

そこでお尋ねをさせていただくんですが、23年度の決算、もう時期は過ぎたんですけども、決算を見越され、この計画の時点ではどのような財政力指数になるか、まずもってお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 室崎委員要求資料に基づいて、20年度から22年度までの財政力指数を掲示させていただいていますが、これを受けて23年度はどのような見込みになるかというご質問でございます。（発言する者あり）24年度ですか。（発言する者あり）わかりました。

まず、23年度は財政力指数は、22年度に比べて……、（発言する者あり）23年度の財政力指数の見込みでございますけど、22年度よりも多くなる見込みでございます。さらに、24年度どうなるかということでございますけど、この部分につきましては、今の段階では非常に難しい状況にはございます。なぜかと申しますと、これは普通交付税の算定をベースにして国が指し示すものでございますので、大体その状況がわかるのは8月確定ということでございます。今の段階では、基準財政需要額のほうが厚岸町の場合は下がる可能性があるというふうに見ています。と申しますのは、普通交付税の今の見込みの中では、下がる部分は何が下がるかを見ていますと、基準財政需要額のほうが下がるから交付額が下がるだろうという見込みを立てているわけございまして、そうすると分母が下がるということは、分子は固定されていたとするならば、指数は上がってしまうということが、これはまだ想像の域でございますけど、そういうことはあり得るというふうにご覧いただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、3カ年の実績よりはまだ不確定要素がある、国の動きもあるので、むしろこのとおりに下がっていくということではないということが理解されたんですけども、総体でございますから、細かい収納率がどうのこうのという話はしません。これだけ厳しい財源の中で、先ほども申しましたけれども、各事業をしっかりと厳選されて、管内の町村の中でも積極的な予算計上、新規事業に着手されているというふうに私は判断をさせていただきました。

若狭町長ではないんですけれども、計画を立てることが目的ではなくて、町民にしっかりと立てた趣旨というものを理解していただいて、町民が自ら参画していただいて、確実な事業展開をするべきだと私は判断をしております。そのためにも職員の皆さん一丸となって、予算執行に当たって頑張っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 全く仰せのとおりでありまして、大変厳しい社会経済情勢の中

で、持続可能な体制をつくっていくためには財政運営というのが非常に重要でありまして、さまざまな町民の皆さんの要望にお応えしつつ、健全財政を堅持できるような、そういう方針でこの1年もまた臨みたいと、そのように考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、議案第7号 平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

8ページ、第1条の歳入歳出予算についてであります。366ページ、事項別明細書でございます。368ページの歳入から進めてまいります。

歳入。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

10番、谷口委員。

●谷口委員 1目、2目通してちょっと質問したいんですけど、いいですか。

●委員長（佐藤委員） ちょっと聞こえないんですけど。

●谷口委員 1目、2目通して聞きたいんですけど、お願いできますか。

●委員長（佐藤委員） いいですよ。

●谷口委員 1目、2目それぞれ対前年比減額になってはいますが、現年課税分もそれなりに減額になっているんですけど、課税分の減額理由と、滞繰分の60%ぐらいというような説明だったような気がしたんですけど、を見ているんだということなんですが、

そこまで下げて予算化をしなければならなかった理由、それについて説明をお願いしたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国保会計につきましては、過去に赤字会計に陥りまして、翌年度の財源を決算手当のために繰上充用したという経過があるのは、ご質問者ご存じのとおりだと思いますが、23年度の当初予算の計上から多額の一般会計の繰り入れが必要になってきたという状況がございます。従前は、繰上充用をする状況に陥るときには、年間の保険給付費分を歳出に計上して、そちらの払うほうがまず大事だということで、これは請求に基づいて払わなければならないわけがございますから、そちらをまず想定すると。財源は、繰上充用しているときは財源が不足しておりましたので、そのときに現年度分と、それから滞納繰越分を収納の見込みよりも上乗せして収支の均衡を保った予算計上をさせていただいていたということをご存じのとおりでございます。そこが23年度当初のときから、一般会計からの繰り入れが非常に多くなってしまったということございまして、一般会計のほうからその財源を用意しておかなければならないということに相なります。それが23年度のときは、どのような状況になるかというのがまだ不確定要素があるということで、23年度の決算見込みまで待って、その保険税の計上の部分はどうするかという判断を留保してまいりました。結果的にですけど、23年度の決算見込みにおいて、やはり収支不足分が拡大傾向にあるということがわかったということでございます。

それが24年度についても同じような傾向が続くということございまして、今回は一般会計からの繰出金が非常に多くなってしまったということございまして、22年度の決算においては1億2,600万円で済んだものが、結果的には23年度、これは当初予算でございますけど、1億9,800万円の計上でございました。24年度は2億8,900万円でございます。この部分は一般会計で財源を調達しなければならない部分。これがもし仮に23年度と同じ予算計上した場合には、国保会計を赤字にしないためには、24年度の最終予算で国保会計を穴埋めする財源を一般会計のほうで持っていなければならないということが大いに想定されるという前提で、24年度の当初予算の段階から、保険税で通常見込める範囲の中での計上に置きかえて、一般会計からの繰り入れは当初から見るという予算編成に変えさせていただきました。

これは、国から来る交付税の関係も23年度は下がりました。臨時財政対策債、交付税の振りかえの部分を含めると1億円を超える減額になったわけでございます。これが24年度も、元に戻るどころか下がる要素のほうが大きいですということでございまして、年度末、決算対策を見越した中では、ここは保険税を従来よりも上乗せして計上するよりも、その部分は収納できる範囲の中での計上にとどめて、最初から一般会計から補てんした状況を担保することによって、国保会計の健全性を最初から担保しておきたいという想定のもとで計上したものでございます。

現年度分は、前年度は94%分でございます。滞繰分は60%でございますが、これまで収納努力はしておりますけど、22年度の決算においては、前年度を上回る現年度の



収納率は確保できましたけど、大幅に1ポイント、2ポイント上げられるまで、まだ状況的には厳しいかなというふうに思っておりますので、まずは、最低ラインということで92%置かせていただいたと。

それから、滞納繰越分につきましては、率で見るのは非常に難しいんですけども、金額的要素の中で大体14%程度は、ここは確保できるだろうということでの計上でございまして、何か大きな事情の変化が、保険税の課税上とか、収納率の状況が大きく変わったということよりも、予算編成上の計上の仕方を変えさせていただいたということでご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 簡単に言うと、最終まで行ったときに補正をしないで、今回は帳じりが合うものを当初で予算化したというふうに理解していいんですね。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者おっしゃるとおりでございまして、この部分を最低ラインとして、これよりも保険税の収納を上積みできるように、執行上対応してまいりたいというふうに思いますので、その件に関しましては、ご質問者おっしゃるとおりの考えでもって計上させていただきました。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、現年度分はある程度努力されて、22年度もそれなりの成果を上げているというふうに思うんですけども、滞繰については非常に苦勞されているのではないのかなというふうに思うんですね。それで、今回こうやって初めから下げた計画でいくということになると、初めからあきらめでいくことになってしまうのではないかと、う心配があるんですけども、その辺はどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 22年度の決算におきましては、滞納繰越分として約2,500万円確保することができました。今の段階で、23年度でございまして、補正のときにも申し上げましたが、12月に非常に多くの収納を確保する、厚岸町ならではの特征がありまして、一旦は厳しい状況に陥りそうだったんですけど、1月、2月に納めていただける方が多く入りまして、現在は2,650万円ほど滞繰分として入っております。

これは2月末でございまして、今、3月分ということで、最終的な決算対策を講じているわけでございまして、我々としては、この滞繰分についても決して、あきらめるという表現を使われまして、あきらめているわけではございません。それぞれの諸事情に応じて納めることができなかつた方については、小まめな納税相談に応じながら

分納なりしていただきながら財源確保に当たっているということでございまして、14%に落としたから、その14%で決してよしとしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あと、もう一つお伺いしたいのは、非常に国保税に重税感を感じている人が多いと思うんですね。それで納税相談を、今言われていましたけれど、結果的に、納税の仕切りは今7月から納税が始まるのかな、7月ですか。それを例えば通年でできる仕組みというのとはできないものなんでしょうか。もっと分割して。

例えば、保育料なんかでしたら、保育料は当初で決められませんよね。それで見込みみたいなので2カ月ぐらいやっているのかな、今もきっと同じ仕組みだと思うんですけど。私、もうそういう子供がいませんからわからないんですけども、そういう方法をとって、それできちっと決まった段階で、おたくの保育料はこうなっていますよという決め方をしているのではないのかなというふうに思うんですね。そういうことが国保なんかにはできないのか。期ごとに納める額をできるだけ下げてほしいという要望もあるんですね。そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国保税の納期の関係だと思うんですけども、ご質問者がおっしゃるような状況は、過去に惹起されまして、ある意味では町税よりも納期を広くとって、今は町税よりも広く設定しているところでございます。

我々も、いわゆる町税の課税をするものと、それから国保税の課税をして納付書を発行するという業務を一緒にやっているわけでございまして、限られた人員の中でそういった納期の設定というものも幅広くとらせていただいた経過もございます。

そういったご意見を初めて聞いた今、もう少し早くということであれば、7月を前倒しする必要があるのかなというふうにとらせていただきましたけど、その部分につきましては、今の体制の中では非常に厳しいタイトなスケジュールの中でやっているわけでございますけれども、なお、そういう余地があるのかどうなのかということは、今後、どうあるべきかということも含めて、内部的な検討をさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 納税者は様々だと思うんですね。月々きちんと一定の収入を得る人、あるいは期間限定の人もあるわけですね、季節労働者だとか船に乗っている人だとかね。そういうふうにさまざまなんですけど、国民健康保険証は4月まで使えるのか、一応ね。だけれども、要するに4月から使っているわけですよ、保険はね。ところが、納めるのは7月から納めていくと。だから、できる人は、やっぱり4月から納められる人は納める

というか、そういうことができる方法が今の体制では大変だということがわかりますけれども、そういう納期について、厚岸町の場合、他の町村より細かく区切っている部分があると思うんですね。ですから、そういう点では進んでいるところもあるんですけど、どういう所得をされているのかということでそれぞれの納税者にさまざまな思いがあるんですね。できるだけ細かくやってほしい、あるいは何回かでいいよという人というと思うんですけど、その辺もう少し検討していただきたいなというふうに考えるんですけど、もう一度お願いします。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国民健康保険税を納める方は、町税も同じように納める状況にあります。とするならば、例えば現年度をとりますと、4月、5月まで納める状況が続く方もいらっしゃるわけでございます。そこが前年度分の最終納期としてとらえている方もいらっしゃるしまして、その後ちょっと間を置いて7月ぐらいから新年度分を納めるというのも、これは一応の配慮なのかなと我々は思っているんです。

というのは、これはできるかどうかわかりませんが、例えば7月からの納付にいたしますと、すぐ納期が来ます。その段階で納めることができなかった場合は、いわゆる現年度分の滞繰分扱いになってしまうわけでございます。そうすると前年度分の現年度分もまだ納めていないのに、今度は新年度分もまた納付書が届いてしまうということで、そういったことにも配慮しなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、全体的な町税もあわせて国保税の納付もどのような状況で納めていただくかということを考えながら、検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に1目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2目退職被保険者等国民健康保険税。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金。

2目高額医療費共同事業負担金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目特定健康診査等負担金。  
2項国庫補助金、1目財政調整交付金。  
10番、谷口委員。
  
- 谷口委員 最近、財政調整交付金がずっと減額で来ているんですけど、この内容について教えていただきたいんですが。
  
- 委員長（佐藤委員） 町民課長補佐。
  
- 町民課長補佐（石塚課長） 質問にありました国調整交付金が減額になっているということですが、国調整交付金におきましては、以前、国保税の収納率でペナルティーというものがご質問者ご存じのとおりあったわけなんですけど、そのペナルティーについて、現在は北海道が広域化支援計画というのを策定しまして、北海道においてはペナルティーは今ない状況になっております。  
ただ、通常、ペナルティーがなくなりますと、厚岸町も5%のペナルティーを受けていたわけですし、その分が単純に増えるのではないかという考えになりますが、実際には、全体の枠というのは日本全部で決まっています。都市部が大きいペナルティーを受けていたわけなんですけど、その分がペナルティーがなくなると。北海道でいうと札幌市を中心に5市の今までペナルティーだった分が、逆にお金が増えるということになります。そうしますと、小さい市町村につきましては、実質的にはその分持っていかれてしまいますので、減額はなくなるが減ってしまうという状況になってしまいます。主な原因というのはその部分になっております。  
ただ、その年度において、国の配分、補正係数みたいな形になるんですが、その率も毎年変わりますので、若干の、2,000万円、3,000万円というでこぼこは出てくるかと思いますが、減っていく主な理由というのは今のところそういう部分になってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。
  
- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。
  
- 谷口委員 前年度1,900万円、そして今年度は1,700万円ということで、何か目に見えてこれがどんどんなくなってしまうのかなというふうに思うんですね。その辺ではどういうふうに、でこぼこあるというふうな話でしたけど、ずっと下がりっ放しではないのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。
  
- 委員長（佐藤委員） 町民課長補佐。
  
- 町民課長補佐（石塚課長） 調整交付金に増減が実際に出てきているわけなんですけど、昨年については、実際には4,000万円を切っているような状態、その前は6,000万円とか

あったわけなんです、23年度は今のところまだ仮算定で、3月31日にならないと正式な額は算出できないわけなんです、23年度についてはまた前年よりは増えて、今のところの見込みでは5,000万円程度は来るのではないかと、特別分含めてですけども、そういう見込みになっております。

調整交付金につきましては、普通分、それから特別分とございまして、普通分については、保険給付の状況によって増減するものでありまして、特別分というのは9番委員さんから補正のときに質問いただいたかと思いますが、経営的なもの、それからこの事業は、例えば制度改正に伴うパンフレットをつくって周知を行ったものとかいろいろありまして、そういう分については当然やった分が積算されるという形になります。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目出産育児一時金補助金。

5款1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6款1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 372ページになります。2目特定健康診査等負担金。

2項道補助金、2目財政調整交付金。

9款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金。

2目保険財政共同安定化事業交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 10款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

3番、石澤委員。

●石澤委員 ここで谷口さんの資料を出してもらったものがあるんですけど、一般会計繰

入金の中で、国から交付金措置をされているものというのは、こうやってみるとどの部分までなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 町民課長補佐。

●町民課長補佐（石塚課長） ご質問にあります国から交付されているものはどの部分かということでございますが、基本的には、ここに書いてある繰出基準によるものというのは、10番谷口委員さんのご質問のときにありました法定分という部分、それから、資料の真ん中辺の(2)でございますけども、保健事業に係る分というのは、市町村が法律に基づいてやる部分、これは市町村が負担するものとなりますけども、この部分をまとめて計上させていただいている資料になってございます。

実際に国からどの部分のお金が来るのかと申しますと、もともとは負担金という形で出されていた部分もあるわけなんですけど、今現在については、①の出産育児一時金、それから②の国保財政安定化支援事業分、④の部分、人件費、事務費とかの分については、一般的には一般財源化という形で、入り方についてはちょっと不明確な部分がございますけども、交付税の措置というふうに伺っております。

③番の保険財政安定化制度分というのがございまして、これは一般会計のほうに補助金が、要は保険税の7割、5割、2割軽減というのを厚岸町は実施しているわけなんですけど、保険者は厚岸町なわけなんですけど、そこには国2分の1、道4分の1、町4分の1ということでお金が入ってきます。実際の保険税の軽減分につきましては、北海道が4分の3、厚岸町が4分の1という形で、一般会計のほうから国保会計のほうに繰入を行っていただいております。これはこういう制度がありまして、国、道も出すので町もその分負担して、国保会計に出してあげなさいという制度のものでございますので、国、道のお金が絡むものとしては以上の部分になります。

(3)の繰出基準外という部分につきましては、給付に充てる財源が補正後の予算、それから当初予算で今のところ不足すると考えられている部分の額でございます。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 私、全然わからなくて、一般会計繰入金となっていたものですから、全部一般会計から出るのかなという感じでしたものから、聞いてみたんですけど。そうすると町の試算で出てくるというのは、3番の財源不足とかに充てる拠出外の部分が純粋に一般会計のほうから出てくるというふうに理解していいんですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長補佐。

●町民課長補佐（石塚課長） 3番の部分については、完全に今現在で、決算の段階とは別といたしまして、給付に充てる保険税部分が不足している部分ですので、そういうことになろうかと思っております。

繰出基準分についても、ご存じのとおり、交付税というのは一律、このぐらいの規模

のところにはこういう形でということなものですから、実際に満度に来ているとか、そういう話にはなりませんので、町の負担分が絶対ないということとは言えないかと思いません。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 こういうのを出してもらったんですけども、結局、さっきからずっと谷口さんの質問があった感じで、滞納している方がいたりしている部分がありますよね。その中で保険料が高いというのが前提にあるのかなという感じがするんですけども、今回の国保が上がってからずっと滞納が増えてきたというのも、こういうものを手当てしてもやっぱりそういうのというのは避けられないということなんですね。（発言する者あり）ごめんなさい。滞納する人たちにとってはとても大変な金額になっているというふうに理解していいんですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長補佐。

●町民課長補佐（石塚課長） 大変な負担になっているということですが、それ以上に一般会計からの不足分をいただくということは、社会保険、共済、いろいろな保険がございますけれども、国保以外の保険の方からも、国保の人の給付に充てるお金を出していただくということになりますので、余り過度なことになると、好ましい状態とは言えないかと思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金。

2目退職被保険者等延滞金。

3目一般被保険者加算金。

4目退職被保険者等加算金。

5目一般被保険者過料。

6目退職被保険者等過料。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金。

2目退職被保険者等第三者納付金。

3目一般被保険者返納金。

4 目退職被保険者等返納金。

5 目雑入。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、374ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 項徴税费、1 目賦課徴収費。

3 項、1 目運営協議会費。

4 項1 目趣旨普及費。

5 項1 目特別対策事業費。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費。

2 目退職被保険者等療養給付費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3 目一般被保険者療養費。

4 目退職被保険者等療養費。

5 目審査支払手数料。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費。

2 目退職被保険者等高額療養費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3 目一般被保険者高額介護合算療養費。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費。

2 目退職被保険者等移送費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費。

3 款1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金。ございませんか。

(な し)



- 委員長（佐藤委員） 2 目後期高齢者関係事務費拠出金。  
4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金。  
2 目前期高齢者関係事務費拠出金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 5 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金。  
2 目老人保健事務費拠出金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 6 款 1 項 1 目介護納付金。  
7 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金。  
2 目保険財政共同安定化事業拠出金。  
3 目その他共同事業拠出金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 8 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費。  
2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費。  
9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金。  
2 目退職被保険者等保険税還付金。  
3 目償還金。  
11 款 1 項 1 目予備費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 392 ページから 395 ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。  
8 ページに戻ります。  
第 2 条、歳出予算の流用でございます。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今、各自治体、どうも国保会計が非常に大変な状況にあるということで、国のほうでは、国保の広域化ということが進められようとしているんですが、それらについては、各自治体等の意見集約みたいなものもやっているようでありまして。県と各末端の市町村とはちょっと温度差があるというか、そういうことがあるようでありましてけれど、もし広域化されますと、今まで厚岸町が独自にやっている減免だとか、あるいは先ほどからあったような納期の問題だとか、そういうことができなくなるおそれがありますね。例えば納税相談だとか、そういうのもきちんといくのかどうなのか、国保料が広域になってしまっただけでは、地域の人たちの意見がほとんど反映されないで進むおそれがあるんですが、そういうことに対して、厚岸町としては今どういう態度をとっているのか、今後どうしようとしているのか、お尋ねをいたします。

●委員長（佐藤委員） 町民課長補佐。

●町民課長補佐（石塚課長） 国民健康保険会計の今後のことということでございます。今現在、まず最初の段階として話が流れてきていますのは、後期高齢の制度がございまして、その制度が国民健康保険のほうに入っていく、要は昔のように入ってくる形となる可能性がございまして。ただ、時期につきましては、今回、国会にも法案等出されておられませんので、まだ不透明な部分がございますが、後期高齢の部分からまず第一段階として、国民健康保険のほうに入ってくる可能性がございまして。そのときには、その部分、要は75歳以上の医療費になる部分ですが、それは都道府県で給付等のお金の管理を行うという見解になってございまして。行く行くは国民健康保険を都道府県単位にという最終答申等、確かにございまして、その辺の調査とか、そういうものは市町村のほうには一切まだ来ていない状況でございまして。

ですので、どうなるかというのがはっきり申し上げられない部分あるんですが、今の後期高齢の制度を例にとりましても、例えば保険料の徴収ですとか、そういう部分については、結果的には市町村が行うと。保険料の設定は広域連合で行うんですが、実際の滞納者の折衝ですとか、短期証を出すとか、そういう判断については市町村のほうで行っていくということになってございまして。

ですから、単一的に今現在の制度がそのままいけばですけども、事務的に1年以上滞納したからといって、規定どおり資格書になるですとか、そういうことは今の段階では行っていないと、都道府県に完全に移行になった場合はちょっとわかりませんが、市町村が窓口になって判断していくというものであれば、現在のような形ではできるのではないかと推測しております。

（「わかりました。いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
昼食のため、若干早いんですが、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。  
議案第 8 号 平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。  
11ページ、第 1 条の歳入歳出予算、396ページ、事項別明細書でございます。397ページの歳入から進めてまいります。  
歳入。  
1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目水道費分担金。  
2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項手数料、1 目水道手数料。  
5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。  
次に、399ページの歳出に入ります。  
1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 款水道費、1 項 1 目水道事業費。  
6 番、堀委員。

●堀委員　ここで404ページの糸魚沢地区の配水管整備事業についてお聞きします。

今年度、設計監理委託料として350万円が上がっているんですけども、3カ年を見ると、これについては旧管の更新というようなものなのかというふうに理解するんですけども。

それで設計監理委託料が350万円なんですけども、これは補助事業か何か、そのようなものでやるものなんでしょうか。それとも、その他350万円という財源内訳は、これは使用料を全額充てているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　水道課長。

●水道課長（常谷課長）　糸魚沢の配水管整備事業についてお答えいたします。

まず、財源は、補助等はありません。ですから、水道使用料が充てられるということでございます。

この糸魚沢の配水管につきましては、既に40年ほどの耐用を迎えてございます。さらに、耐震性も心もとないということから、更新が課題となっていたものでございます。この間、糸魚沢の簡易水道の状況も給水人口を含めて大きく変わっておりまして、この際、それに伴いまして管網の見直しも行って、さらに基幹の管については耐震化をやりたいということで、設計をするものでございます。

●委員長（佐藤委員）　6番、堀委員。

●堀委員　そうすると、ここで私が言いたいのが、350万円の実設計で、補助事業でもないのであれば、当然、会計単費でやるわけなんですから、やったときに、いろんな制約というものが当然ないですよ、補助事業と比べて。指令を受けてから時間がないとか何かという。じゃ、時間のある中であれば、こういう配水管の設計を現状の職員でやることのできないのかどうなのか、それだけの技術力が今の職員にないのかどうなのか、それについて教えていただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員）　水道課長。

●水道課長（常谷課長）　端的にお答えいたしますと、残念ながら、これだけのものを設計するということには至らないというのが現状です。

この設計をもとに、今後、25年度から28年度にかけて更新を実施したいと考えておりますので、そういったスパンの、いわゆる水利計算からすべて、今の管網から現状に合わせて、さらに将来を見越した管網に全体見直しをかけるということでございますので、日常業務をしながら、あるいは現有している職員のノウハウではなかなか対応できないということでございます。

●委員長（佐藤委員）　6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、糸魚沢地区の将来的な展望も見据えた中での管網整備ということであれば、糸魚沢地区が将来何人になって、給水量がどのぐらいになるとかという、そういう推計というものが既に出ている中では、実施設計を委託するのでしょうか。それとも、初めから人口推計とかもすべて実施設計の中でやるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 大まかな人口等推計、これは料金改定の際にも試算していますし、上水道同様、簡易水道もそれは推計できております。ただ、先ほども言いましたように、管網をどうしていくか。基礎的なある程度の推計数値は自前で持ち合わせたものを利用していただきながら、プラスアルファの部分で委託をかけるというふうにご理解をいただければと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 平成24年度から水道料金が改定になった中で、歳入のほうを見てもわかるとおり、従来であれば一般会計からの繰り入れというものがあつた中、それがこの値上げに伴って大分落ちていきますよね。私が言いたいのは、こういう補助事業とかで制約がないのであれば、時間をかけてでもやれるものであれば、自前でやった中でそういう歳出の削減というものがもっともつと図れるんじゃないのかなと。

例えば、この350万円が全部自前でやれば、一般会計からの繰り入れというものが当然なくて済む話になりますよね。一般会計からの繰り入れが本年度は126万3,000円ですから、この分がもしなければ、逆に一般会計の繰り出しができる。24年度の水道料金の改定といっても、それは黒字を維持するのは何年間かだという推計のもとで改定していますよね。といったときには、少しでも自前でできるものをするようにしていただきたい。水道料金を値上げするに当たっても、そのことを心がけてもらわなければ、お金のあるうちにやっちゃえ、やっちゃえみたいな感じに映るのであれば、それはいけないと思うんです。そこら辺、やはり気をつけた中でやっていただきたいというふうに思うんですけれども、再度、お答えをお願いします。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃる意図はよく理解いたします。おかげさまで、簡易水道の収入が新年度はぐんと伸びるということで。ただ、この126万3,000円の繰り入れにつきましては、基準内の最低簡易水道事業に認められた部分でございますので、その部分の取扱いは、費用が350万円なければ、その取扱いがどうなるかというのは、またちょっと別な問題であろうかと思えます。

おっしゃる意図を十分理解しながら、先ほど自前で持っている基礎的な数値があると言いましたけども、その中でも、やはり現況の測量というのをしっかりとやって、そして計画を立てる必要があるということと耐震化の部分、そういった職員を持ち合わせて

いないというか、不足部分を補う最小限の経費というふうにご理解をいただきたいと思  
います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

405ページになります。

4款1項公債費、1目元金。

2目利子。

5款1項1目予備費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 407ページから409ページまでは給与費明細書でございます。ご  
いませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

411ページ、地方債に関する調書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、議案第9号 平成24年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

13ページ、第1条の歳入歳出予算、411ページは事項別明細書でございます。

412ページの歳入から進めてまいります。

412ページ、歳入。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道費負担金。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項手数料、1目下水道手数料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金。

2項1目雑入。

7款1項町債、1目下水道債。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。414ページになります。

歳出。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費。

2目管渠管理費。

3目処理場管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目普及促進費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 水洗化等改造工事補助、これは何件見ているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 24年度、改造工事補助の件数ですが、31件をこの予算で見てください。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 これ、前年度と大体同じなんですけれども、件数は前年度も同じなんですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えします。

23年度は、当初33件を見ておりました。（発言する者あり）済みません、ちょっと。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時17分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
水道課長。

●水道課長（常谷課長） 時間を費やして申しわけございませんでした。  
実績は5件でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 これ、去年と比較すると3万6,000円の減かい。それで件数は、去年は33件見て、今年は31件だということなんですけれども、1件当たりどのぐらいの補助を見てこういう計算なんですか。全然計算が合わなくなっちゃうんですけど、私の計算では。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） この補助の内容でございますが、供用開始後3年以内にトイレを改造して下水道に接続していただく方ということで、まず、1年目にやっていただく方は7万6,000円、2年目6万4,000円、3年目5万1,000円と、やっていただく年度によって金額が違いますので、総体で31件ですけども、ちょっとそれ掛ける幾らでは合わなくなってきました。

内訳を申し上げますか。そのほうがわかりやすいですね。1年目、一応22件見ております。2年目4件、3年目2件ということで、総体31件で見てください。



●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今までこの補助事業をずっとやってきていますよね。それで200万円以上のお金を毎年このように予算化しているわけでしょう。それで、最近というか、ここ5年ぐらゐの利用率というのかな、去年33件に対して5件とおっしゃっていますよね。このあたりは何%ぐらゐずつで推移しているんですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） この補助につきましては、見方として、供用開始する区域内の戸数をまず拾いまして、その中から水洗化済みの世帯を除きます。さらに、補助対象外、これは民家以外の部分がございます。あと工事の際に一件一件対象区域を回りまして、公共枡の位置を確認したり、やはり水洗化のお願いをしているのでございますけども、家屋が古いだとか、それから高齢世帯ということで、すぐには水洗化が難しいといった世帯もございます。つまり補助の対象期間以内になかなか水洗化していただけないという部分もありまして、そういったものを差し引いて最終的に見込むわけでございますが、実際……、失礼しました。先ほどの説明の中で、開始前、今年度工事が終わったらすぐにやりたいという方もこの補助の対象になりますので、ですから、ゼロ年目といいますか、そういった方もあっていろいろ見込むんですけども、工事の状況、それから翌年、その翌年といって、なかなか目論見どおり利用していただけない、また水洗化が進まないといった現状がございます、23年度実績は当初予算で30件以上見たけれども5件ということで、今ちょっと詳しいパーセントの数字は持ち合わせていないんですが、ここ数年、この見込みに対して30%程度の利用ということが何年か続いている状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 件数はいいです、結果的にね。ただ、莫大な経費をかけてやっている事業ですよ。それで、今もどんどん区域を延長していくというふうになっているんですけども、結果的には、要するに0～3年以内を補助の対象としてこの事業を進めているわけですよ。ところが、せっかく予算の30%しか進まないということになると、この事業自体が結果的に水道事業の会計にも大きな影響が出てきますよね、利用がないわけですから。町なかだからちょっと今だんだん大変になってきていると思うんですけども、櫛の歯が欠けるように住宅がなくなっていったりしていますから、その辺では、ある地域ではぜひ引いてほしいと、必ず自分たちのところはつけますからというようなことをお願いしながらやっている地区もあるというふうに聞いているんですけど、そういう要望のあったところはかなり普及が進んでいるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 地区ごとの水洗化の状況につきましては、これまでも何度かご報告をしてきておりますが、早くから供用開始したところよりも、後年次で整備したところのほうがやはり水洗化率は高いという傾向がございます。待っていただいたということなんですけれども、例えば住の江地区ですとか山の手地区は80%程度の水洗化率を確保しているということでございます。

今一番地域からの要望があるのが光栄地区でございます。この光栄地区につきましては、25年度から着手の見込みを立ててございます。現状の整備が終わった区域内の水洗化率の向上を図るということはもちろんでございますが、今後そういった要望のある地域に早く到達して、下水道の普及率を高めたいと考えております。

それと、ちょっと補足いたしますが、せっかくの補助3年以内を過ぎて、結構資金の手当てができたというような形で、4年目、5年目でも水洗化に改造していただく方も見受けられますので、PRの強化ということも含めて、この補助制度の活用を図ってきたいと考えております。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 今、課長が最後におっしゃったのを今聞こうかなと思ったんですね。結果的に、管を引いたときに、資金繰りがつかないというような人もやっぱりいると思うんですね。そういう年次は経ってしまったと。だけれども、何とかある程度の資金のめどがつきそうだという人がいた場合に、補助率がどうかというのは検討していただかなければならないと思うんですけれども、そういう人たちのための補助も考えていくことが大事ではないのかなというふうに思うんですけれども、それらについてはどういうふうに考えているのか、お願いいたします。

- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） ご質問の件も課題としてとらまえておりますが、現状、やはり3年以内にやっていただくというのが大前提でございます。そこを崩して4年目、5年目の方に補助金をということは、なかなか現状では難しいかなと。そういった方には、極力、資金を借りていただく際の利子補給がございますので、そちらを、3年以内になかなか難しいという方には利子補給制度のご利用をお勧めしているというような現状でございます。

下水道法に3年以内に接続するという義務づけがあるものですから、そこを崩して公金をどのように活用できるかという部分は、もうちょっと検討させていただきたいなと思います。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 4日、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費。

8番、竹田委員。

●竹田委員 この歳出の中で、将来にわたっての浄化槽設置に当たっての予算は何にも講じてはいないんですかね。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 予算計上はございません。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 予算計上がないということなんですけども、前にもお願いしたことがあるんですけども。下水道工事が将来的にもう全く行かない地域というのが現在のところあると思うんですよ。そういった地域に対しての下水道、汚物の処理については、未開のまままでいってしまうのか、それとも、今後そういう地域をどういうふうにして処理をしていくのかというのが課題になってくると思うんですけれども、ぜひ、合併浄化槽等をつける形の一軒一軒につける形にして、そこには下水道の工事を持っていかない部分の代償として、そういった施策を考えていただきたいというふうをお願いをしていたんですけども、もうそろそろ本格的に計画的なものを立ててくれないのかなというお願いなんですけれども。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおり、委員から何度かご質問、ご要望もございました。先日のし尿処理の関係と含めて汚水処理施設の一体的な計画というものが必要になっているということで、当然、下水道計画区域以外の汚水処理をどうするかということで、私どももその重要性は十分踏まえてございます。実施が遅れてはございますが、24年度中には合併浄化槽をどのように進めていくかというものをまとめたいと考えております。

何度かご説明しておりましたけども、事業には複数の事業があつて、大まかに個人で設置していただいて個人で管理していただく、その部分に対して町が何らかの手だてを講じる。それからもう一つは、町が施設の整備をして皆さんから使用料なりをいただく。大まかにはこの2つの手法で事業としては3つ事業があるということで、現在も課内、

あるいは役所内でどのような手法が厚岸町にふさわしいかと検討してはいるんですけども、もちろん財源が重要な要素でございます。個人で設置していただくに当たっては、どれだけの町の助成が可能なのか、また、町が設置した場合、どの程度の使用料をいただくべきなのかといったことで、まだまとまりがつかないという段階でございます。それからどこから始めるかということで、いきなり全地域を対象にするというのは無理がございますので、どこから始めるべきかといったことも含めて、まとめていきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 前にもお願いした部分で、本当にどこから始めるのかといった部分で、とりあえず床潭、末広、苫多、門静、この地域が海沿い、湾に面しているというところで、中山間、山のほうは後にしたとしても、この辺をやっぱり一番先に考えて進めるべきではないのかなというふうに思っています。それは、今、町でやっている下水道のやるべき順番の考え方と全く似ているのではないかなというふうに思うんですね。その旨はどうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 委員おっしゃるとおり、全くそのとおり同感でございます。そのように進めてまいりたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 町民の方からも、下水道に関してはうちの地域は見捨てられている地域だなんていうふうに悲観的に思っている町民もおります。計画的なものを早目に策定していただきたいなと思います。

それともう一つ、今のところ、今年度、昨年度、目新しい部分の直近で、もし工事をするとなったときの財源の形で、交付税的なもの、また、何かいただけるものといひますかね、その部分については何か調査していますか。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 1 時35分休憩

午後 1 時36分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

検討の中に、先ほど舌足らずだったかもしれませんが、環境省の事業が2つございます。それから、総務省の事業が1つ、全部で事業としては3つございまして、それぞれ補助率ですとか、それに対する交付税措置がございまして、これを今検討中というところでございます。（発言する者あり）環境省が2事業、総務省が1事業。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

6番、堀委員。

●堀委員 私は、議案第9号説明資料で示されています事業工事予定位置図、その中の⑨番ですね、宮園雨水幹線の新設工事についてお伺いしたいと思うんですけども。ここでは柵渠1.7メートル×2メートル、施工延長210メートルというふうになっているんですけども、私の記憶がちょっと間違っていれば大変申しわけないんですけども、現地の雨水管というか排水路は、私の記憶だと法面のある素堀りの側溝が大きいものだったというふうに理解しているんですけども、それを今回、柵渠1.7メートル×2メートルというふうに書いているんですけども。この1.7メートルと2メートル、どちらが高さでどちらが幅なのかというのがちょっとわからないので、教えていただきたいというのがまず1点目なんですけども。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） わかりづらくて申しわけございませんでした。幅が1.7メートル、高さが2メートルでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、法面もなしに2メートルの高さの柵渠がつくと。そういう雨水幹線、排水路ができるというふうに理解するんですけども、そのときに、現地というのが、当然、課長方はわかっていると思うんですけども、宮園保育所の背面ですよ。あと宮園公園に隣接しているところ。ただ、ここについては、道路というものが私の記憶ではないと思っているんですけども、そういったときに安全対策ですね、それについてはどのようなことになるのでしょうか。2メートルの柵渠が立った中で、よくありますよね、グレーチングみたいなものが全部上のほうに行くような形の排水路なのか、それとも、そういうものも何もない排水路なのかという、それを教えていただきたいんですけども。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 1 時39分休憩

午後 1 時40分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
水道課長。

●水道課長（常谷課長） 失礼しました。

安全対策につきましては、転落防止柵、両側に高さ1.1メートルの柵を設ける予定でございます。柵渠と柵の間に、公園側ですけれども、管理用道路を設けるということで、直接この柵に落ちる事故等がないようには考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 先ほどもちょっと言ったんですけど、心配するのは、保育所なりもあったり、例えば運動公園もあるような中で、不特定多数の人が行くことができると。ただ、現地というものが公道に面していない、通常人が余り通らない中では、誰かが落ちて、その発見といったら相当な時間がかかると思うんですよね。そういう不幸な事故をなくするために、今、1.1メートルぐらいの高さの柵渠というんですけども、安全対策については万全を期してもらいたいなど。当然、柵についても、将来的に老朽化してくるわけなんですから、特に現地にそんなに人が行かない中では、その柵が壊れているかどうかというものもやっぱりすぐにはわからない場合もあると思うんです。そういった中では、安全対策については万全に、できれば、転落防止柵じゃなくて、上を全部グレーチングのようなもので塞いでしまうような、コンクリートで全部をやるとなれば当然莫大な事業費がかかると思うんですけども、そういうものでやったほうがより安全な、仮に人が上に乗っかっても大丈夫なものを作ってもらえると安全、安心なのかなというふうには思うんですけども、ただ、現在の設計の中では転落防止柵ということなので、その管理について、安全に対しては万全を期していただきたいと思うんですけども、どうでしょう。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおり、柵については、老朽化すると倒れやすくなったり、歯がかけるような状況になるのが明らかでございます。これまでも雨水施設を下水道として整備した後の日常の維持管理は、なかなか下水道担当だけでは手が行き届かない部分がございますので、その部分については、建設課と連携して道路パトロールとともに監視していただく体制をとってございますので、今後も、この地点につきましても、事故が起きないような安全対策は十分とってまいりたいと思います。

なお、グレーチングにつきましては、今設計では見てございませんが、というのは、水路の維持管理が逆に今度難しくなるということで、開渠にした場合、どうしても落ち

葉が落ちたり土砂が落ちたりして、その水路を維持管理しやすいようにということも考えなければなりませんので、今回は外側に防止柵を設けるという手法をとりました。

なお、安全対策については、十分配慮してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3款1項公債費、1目元金。

2目利子。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4款1項1目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 424ページから426ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

次に、13ページに戻り、第2条、債務負担行為です。15ページ、第2表、債務負担行為と427ページ、債務負担行為に関する調書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 次に、13ページに戻り、第3条、地方債、16ページの第3表、地方債と428ページの地方債に関する調書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、議案第10号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

17ページ、第1条の歳入歳出予算でございます。429ページは事項別明細書です。431ページ、歳入から進めてまいります。

431ページ、歳入。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目地域支援事業負担金。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 項国庫負担金、1 目財政調整交付金。

7 目地域支援事業交付金。

4 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 目地域支援事業支援交付金。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

4 項財政安定化基金支出金、1 目財政安定化基金交付金。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金。

7 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 7 款2 項1 目介護給付費準備基金繰入金の関係なんですけれども、今年度620 万円計上されておりますけれども、この背景について、基金の残高も含めて説明を求め



ます。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護給付費準備基金につきましては、平成22年度末残高で3,654万2,607円でした。これが平成23年度、1年間の増減で、前年度繰り越し分を含めて1,715万1,389円が増加いたします。

なお、3月補正で給付費の決算見込みを算定しましたところ、保険料が不足する分、582万3,000円を取り崩してございます。平成23年度末残高見込みは4,787万996円となっております。このうち当初予算において、初年度620万円を取り崩そうという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 今年度、初年度ということで620万円計上されているんですけども、なぜ初年度でこの金額でいいのかなという、ちょっと理解できない部分があるものですから、今後のスケジュールも含めて説明を求めます。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） このたびの介護保険特別会計につきましては、さきに可決いただきました介護保険事業条例における保険料率に基づき、予算計上をさせていただいております。保険料算定においては、標準額5,100円という内容でございましたけども、これにつきましては、介護給付費準備基金を取り崩した上で、保険料を圧縮し算定したものでございます。

なお、その介護給付費準備基金の取り崩す圧縮については、3年間で取り崩していくものというふうになります。つまり、初年度は620万円、次年度につきましては、平成23年度の決算、あるいは平成24年度の給付の動きを見ながら取り崩す額を見ているわけですけども、3年間で4,400万円を、先ほど4,787万円残高があるというふうに申し上げましたけども、このうち3年間で4,400万円を取り崩す内容で、さきの介護保険事業条例の可決をいただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に1目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金。

433ページ、2 目過料。

2 項雑入、1 目第 1 号被保険者第三者納付金。

2 目第 1 号被保険者返納金。

3 目雑入。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

435ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 目認定調査等費。

5 項計画策定委員会費、1 目計画策定委員会費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 6 項 1 目地域密着型サービス運営委員会費。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今年度、試験的に24時間の対応サービスをやっているようでありませうけど、これは今後どういうふうになっていくんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、24時間の対応につきましては、ホームヘルパーあるいは訪問看護というサービスが、いわゆる24時間介護が必要な人に随時派遣するという内容でございます。

これにつきましては、平成24年度からの介護保険法の改正によって、国の重点的な施策の一つとして取り入れてまいろうというものでございますけども、厚岸町の現状といたしましては、この24時間対応については、今のところ、利用の対象者、あるいは利用のニーズ、それに合わせて積極的にやっていきたいという事業者は、具体的な検討が進んでいない状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 利用者等の意向はどうなんでしょうか。それと、もし、そういう希望が出てきた場合に、現在町内でやっている事業者と、あと町外の事業者がありますよね、そういうところで、初めのうちは大都市が中心になるのか、その辺ちょっとわかりませんが、結果的に、今は一定の時間でやっていますけれども、今度やるとすると20分だとか30分だとか短い時間ですよ。そうすると、そういうことにきちんと対応できる事業所というのは厚岸にあるのかなのか、その辺、それと、そういう介護職員を確保することができるのかどうか、お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どもは今回、第5期介護保険事業計画策定において、個々の利用者について、24時間を望んでいるかどうかについてというのは、実は個々のニーズは把握してございません。じゃ、どうやって把握しているのかということでございますけれども、介護保険事業者と毎月会議を開いておまして、介護保険制度の改正をいらんだ意見交換などもしている中で、厚岸町においては、対象者は、あるいはニーズはないだろうと。それは主にケアマネージャーの考えといいますか、実態をお聞かせいただいている中では、町内には、まずサービスを提供しなければ生活がままならないという、そういう方はいらっしゃるのかなということでは私どもは把握しております。

なお、この事業については、今、委員がおっしゃったとおり、こういう小さな町の人口規模の中では、ニーズがあっても1件、2件というしれている状況のようでございます。そうすると、対応する事業者が人員の設置基準等、ちょっと今詳しく設置基準等を申し上げられませんが、必要な職員の確保が伴ってきます。確保したはいいんだけど、利用者がいないと収入が入ってこないという状況からすると、事業者の意向を確認したところ、今年度中に24年度に向けて事業を立ち上げていきたいという積極的な事業者は今のところない状況。加えて、次年度以降においても、そういったニーズが出てくれば別ですけれども、現在の状況がこのまま進みますと、厚岸町では積極的に手を挙げる事業者は出てこないのかなというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 最近、孤立死だとか様々な問題があるんですけど、障害者だとか、要介護者というんですか、そういう人たちを取り巻く環境というのが年々厳しくなっているのかなと。病院から出されてしまう、施設には入所できない、そうすると結果的には居宅介護ということになるということだと思っておりますね。かなりいろんなことをやってきたけれども、結果的にそういうことで、きちんと介護を受けることができないという人が、今厚岸町がどういう状況なのかというのは、個々の例がありますから言えませんが、そういう人たちが、実際にはあったけれども、厚岸町内ではそういう手だてがとられるような仕組みになっていなかったということで、後で厚岸町はどうしたん

だろうねというようなことにならないのかどうなのか、その辺ちょっと心配なんですけど、どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今般、こういった24時間のサービスが出てくると申しますのは、いわゆる地域包括ケアシステムの確立という、今回、国の大きな目玉なんでございます。要は、施設でなく地域でどうやって暮らしていけるかということなんですね。そういったことからすると、24時間介護が必要な人、例えばでございますけれども、痰の吸引を家族ができないだとか、そういうことになると大変でございます。そういった状況を見ますと、現在、厚岸町の施設においても、痰の吸引をしなければならないというのはそんな多くはないわけでありまして。ある程度施設の中で対応できるような範囲でございます。

そういった施設の状況から見ますと、在宅で痰の吸引というものをやっていかなければならない状況は、そう増えていかないのかなと。しかし、今般は医療との連携も強く求められております。ですから、そういった訪問診療であるだとか、訪問看護の充実、こういった部分はきちっと考えていかなければならないのかなと、そんな状況でございます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目施設介護サービス給付費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 3億7,300万円、対前年度比7,900万円ほど数字が伸びておるんですけども、新しく事業をする老健施設との関係なのかなというふうに推測をしておるんですが、この7,900万円ほど増額になっている対前年度ベースと比べて、本年度多くなった要因について説明をお願いします。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 給付費全般的なとらえ方ということでまずお答えしなければいけないのかなと思いますけれども、今般の介護保険特別会計における介護給付費については、第5期介護保険事業計画の初年度における給付費を計上させていただいております。その中では、高齢者の自然増、それから要介護者認定者の増という介護給付費

の伸びというものをまず見込んでおります。加えて、ここでは、老健施設の増、それからグループホームの増、こういった関係が大きな増加の要因でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、グループホームの増、それから老健施設の関係、サービスの給付費というものが増えると。この二つの数字というのは、大体どのぐらいになるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、老健の分でございますけども、約8,100万円、それからグループホームでございますけども、約1,500万円という内容でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3目居宅介護福祉用具購入費。

4目居宅介護住宅改修費。

8番、竹田委員。

●竹田委員 居宅介護住宅改修費でお伺いします。

平成20年度くらいから昨年度、3年間で利用者の増減、金額等を教えてもらえますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま平成20年度からというふうにおっしゃっていただいたんですけども、私の手元に平成21年度からののでよろしいでしょうか。申しわけございません。

これは居宅介護住宅改修費と申しまして、平成21年度では、まず金額では348万1,000円、件数では34件でございます。平成22年度につきましては、金額では446万6,000円、件数では48件。なお、平成23年度は、これは見込みでございますけども、490万円、件数では68件というふうに見込まれてございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 予想的にも増えているんだろうなというふうに思うんですけども、1件当たりの平均を出してもしょうがないので、それぞれの立場、介護状態、病状の問題でそれぞれの事業の形が違ってくるので、それはしょうがないと思うんですけども。いずれにしても、ここに至って、法律的に住宅改修が行われてきた、そのことに関して、最大20万円までという要件があります。1個確かめたいんですけども、例えば、今の要介護3以上でしたっけ、住宅改修工事が受けられるのは。まず、その順位というかな、それをまず聞きたいのと、それから、聞くところによると、例えば要介護3で受けて、一度20万円を使って、次に要介護4に上がったときにまた20万円を使えるというふうに情報としてはあるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、住宅改修費の利用の対象者ということになるかと思えます。この対象者につきましては、要介護の度数にかかわらず、要支援あるいは要介護の認定が出された方、すべて等しく限度額20万円、そのうち1割負担ということで利用が可能となっております。

それから、一度利用すると、実はその介護度に定着している場合は利用できませんが、2段階以上上がった場合、2段階ですね、3から5にいくだとか、そういう2段階上がった場合に改めて利用ができると、そのような制度となっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 1段階ずつじゃなくて2段階ずつ。

町民のほうからこういった要望があります。まず、2段階飛びという、飛びというものもなくして、等しく1段階ずつ上がったときの自分の体の状態というのが、要するに悪くなっていつている。だから、飛びの段階じゃなくて1段階ずつ認めてほしいという要望がまず一つありました。

それと、今は最大20万円までというふうになってはいますが、1割は自己負担というふうになってはいますよね。この1割負担を全額というふうに見てほしいという町民がいます。その要望はよくわかるんですけども。

もう一つ、その中にいろいろな縛りがあると思うんですけども、この住宅改修の部分については、国からの条例というか、条項というか、厚岸町としては100%それに従ってやっているのか、それとも、それにプラス、厚岸町としてその中に何かを組み込んで条例をつくっているのか、その部分についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、この制度につきましては、国の制度そのもので厚岸

町が運用しているものでございます。つまり、介護保険制度によるものでございます。

なお、1段ずつ、あるいは20万円まで、1割負担の例えば全額補助であるとか、これについては、町の持ち出しといいますか、単独事業というふうに考えることになるわけでございますけれども、皆さん保険料を納めていただいているとか、公平な負担とか、やっぱり負担能力に応じた負担から考えますと、現行の制度では、厚岸町の上乗せというものは、今のところちょっと考えにくいのかなというふうに私としては思っております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 財政が大変厳しい中で、こういった町民の要望を聞いてやりたいが、難しいという部分があると思います。僕も相談を受けたときには、悲しくもそういうふうに言ったんですね、無理かもしれないと。

ただ、一つ、方法としては、この2万円を、自己負担の部分ですね、18万円であれば1万8,000円なんですけども、この1割負担がなかなかできないといった方々に無利子の貸し出しという、例えば10回払い、5回払いとかというものをやっていただければ、お互いにメリット性はあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺の考え方というかな、町長、いい案だと思うんですけども、それはどうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 居宅介護住宅の改修関係なんですけど、これは先ほどお話ありましたとおり、介護保険法で決まっております、1割負担と。20万円を基準にして9割を負担と。これは上限です。そういうことで決まっておるわけでございます、今ご指摘ありましたとおり、その分、段階を上げることによってさらに改修をするということに対する、町で何とか考えたかどうかということじゃないかと私は受けとめたわけでありまして、今初めてお聞きいたしましたことでもありますので、そういう貴重な意見があったということで、今後、検討する事項として、財政も含めて、ちょっと研究をさせていただきたいと、そのように考えます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 本当に財政が大変な中で、これならできる、あれならできないというふうなことがあると思います。1割負担の部分がなかなかできないという人も本当にいるんですよ。そこを3回払い、5回払いができるのかどうなのかという部分と、利子の程度はどの程度なのかということも含めて、研究していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほどお話ししたとおりでありますので、研究させていただきたい  
と思います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 先ほどの私の答弁で、一部誤りがございましたので、訂正  
をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

先ほど、介護度が2段階上がったら利用できると言ったんですけども、間に2段階、  
つまり3段階上がった場合に改めて利用できるということで……（「それは大きな間違い  
だな」の声あり）大変申しわけございません。そのような内容になっておりますので、  
ご理解いただきたい。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

5目居宅介護サービス計画費。

3番、石澤委員。

●石澤委員 介護保険のサービス料のことなんですけれども、今回、介護保険の保険料が  
上がりましたね。皆さん5,100円でしたっけ。それで負担が大分増えていくと思うん  
ですけども、介護サービスを受けるときに居宅サービスの場合は、最高に重くなって  
きた場合に、36万円ぐらいになると思うんですよ。そうすると本人負担が1割です  
から、3万6,000円ですか。それでも間に合わない場合は、保険の対象外になります  
と、重度の人だったら1割負担を超えちゃいますから、やっぱり月20万円ぐらいに  
なるのかな、結構重くなると思うんですけど、そういう介護サービスの部分に、  
超えた部分のところを利用する場合に、一般会計から少し繰り入れて、その  
サービスを受けやすくするというようなことはできないものなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 手続的には、町の財政的余裕があれば、それを町の  
単独事業として支給することは、手続上は可能なんだろうなというふうに  
思いますけれども、



介護報酬と介護度に見合う限度額につきましては、やはり適切なケアマネジメントのもとにその限度額が算定されると、そういうふうな仕組みになってございます。つまり、ケアマネージャーにおいて、1カ月のケアプランを策定したときに、サービス料が足りないというのは、本来あってはならないんだと思います。ただ、しかし、家族介護者の負担が介護給付費の限度額を超えるようなものとなる場合に、それを10割負担する。それはそれぞれの介護者の、利用者のせいではないですね、介護者だと思うんです。そういうことからすると、介護保険制度、主に利用者への給付、家族介護負担の軽減も考えなきゃいけないんですけれども、そういった限度額管理というのは、そのような一定の根拠に基づいて適切なケアマネジメントが行われるということを前提に算定されていますので、それを超える分については、ちょっとお金があるからということで使おうだとか、そういったことばかりではないですけども、そういう利用の方について自己負担、これは町の政策として救うというのは、現状ではちょっと考えにくいのかなというふうには思っていますけれども。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 施設が満杯じゃなくて入ることが可能で大丈夫だというなら、その中でやっていけると思うんですけれども、居宅介護になってくると、確かにケアマネージャーのケアプランの中でやっていかなきゃならないと思うんです。でも、その中でも、どうしてもそれじゃ足りなくて、介護者に物すごく、結局家族に負担がかかっている場合に、その負担を少しでも和らげるような方法というのは、厚岸も高いですけど、高い鶴居でも介護サービスの利用料に対して少し補助を出すということを一一般会計の中でやっているんですよね。だから、そういう意味でも、そういうことを考えてもいいんじゃないですか。

結局、施設に入れない人が結構いるんですよね、今の時点でも。それを抱えていて頑張っている人たちに対して、少しでも補助できるような、もう少し介護サービスを受けられる幅が広がるようなことを考えることはできないんでしょうかね。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護サービスの適正な運用という面から、私はやっちゃいけないんだろうなというふうに思っております。ただ、他地域と特別な事情の差異があつて、厚岸町ではそういった特別な負担をしていかないと家族介護者負担が重過ぎると、そういうような状況になってくれば、これはきちっとした町の政策として考えてもいいのかなというふうに思うんですけれども。

先ほども言いましたけども、そういった介護保険の限度額管理というものは、ある一定の根拠を持って、そして、その利用に見合う保険料を皆さんからいただいているわけですから、その限度を超えた分まで、現在の制度の中で町費負担で賄うというのは制度的にちょっとまずいと思います。ただ、別な制度としてやっていく部分については、それは考えられることではございますけれども、ただ単に限度額を超える分の負担、それが皆

さんに公平な制度なのか、そういうことから考えると十分な検討が必要ではないのかなと思っています。

(「いいです」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 5目、他にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

6目審査支払手数料。

2項1目高額介護サービス費。

3項1目高額医療合算介護サービス費。

2款保険給付費、4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、3目一次予防事業費。

4目二次予防事業費。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業等事業費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 資料を出していただきました厚岸町地域包括ケアシステムイメージというものの、非常にわかりやすいものなので、どこで聞くのかがよくわからないのでここでもって、もし委員長、場所が違うよというのであれば、ご注意願います。

それでお聞きするわけですが、先ほどの審議の中でもちょっと出ておりましたが、国は、何か聞くところによると、半年ぐらい前にいきなり包括ケアシステムを各市町村においてつくりなさいと言ってきて、各市町村とも、そんな時間の中でもってつくるなんていうのは、もうこれは不可能に近いということで、結局、現在あるものをまとめて一つの形にして、お茶を濁すというようなことを現実にはやっている町が多いと聞いております。

それで、この厚岸町地域包括ケアシステムイメージというのを見せていただいて、非常に何ていうんですかね、地域の関係が皆網羅されて、きちんと連動しながら包括支援センターというんですか、ここが中心になって動いていくと。これは介護保険をよく目玉焼きに例えると、黄身の部分を支えるには白身の部分がきちんとしていなければだめなんだという話をいいますが、そういう意味で非常に理想的な形であろうと思うんですが、これについてご説明いただきたいんです。それはねらっているところと現況がどうなのかという点からご説明をいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、この資料の説明からさせていただければなというふうに思いますが、この資料の裏面を皆さんごらんいただきたいと思います。この裏面の

資料が地域包括ケアシステムについてということで、国が各地方公共団体に示した資料の抜粋でございます。

日常生活圏域30分で駆けつけられる圏域、これが何かいろんなものがまじり合っている様子がイメージとしてうかがえるかなと思います。

この中身は割愛しますけれども、その大きな柱として、地位包括ケアの5つの視点による取り組みでございます。これをどのように解釈するのかというところから私どもはスタートいたしまして、町といたしましては、まず、地域包括ケアという部分であります。それにシステムというものがつくわけでございます。この地域包括ケアでございますけれども、自宅や地域で高齢者が最後まで安心して暮らし続けるために、介護サービス、保健医療福祉サービス、インフォーマルサービス、これは非公式なサービスのことをいいます。を有機的に結びつけて、高齢者のニーズや状態の変化に対応するトータルサービス、これをうまくシステム化していくかというふうにとらえさせていただきました。

それで、表のページのほうに目を移していただきたいんですけども、厚岸町では、今のイメージは、現在、介護保険事業計画策定部会において検討中の状況でございますけれども、それらの委員などから寄せられた意見を総合的にまとめますと、現在このようなイメージで厚岸町は考えているということでございます。その真ん中にちょっと塗りつぶしている部分がございますが、厚岸町地域包括支援センター、これは「あみか」の中にある町が直営している施設でございます。介護保険のことなら何でもご相談してくださいという窓口でございます。町としては、ここがやはり中心になって、周りにある医療機関であるとか、キャラバンメイトであるとか、自治会、老人クラブとか介護保険事業所とか、たくさんの厚岸町の資源がございます。これをいかに連携をとるかということ。そして、地域包括支援センターが関係団体等と企画立案したものをどう推進していくか、どう協力関係が築かれていくかというところが実際にシステムができ上がっていく部分だろうなと思っております。

そういった部分では、この考え方を現在の厚岸町のスタイルに置きかえますと、やっているのは、介護保険事業関係者が毎月定期的に集まって、介護者の状況だとか施設の利用状況、あるいは困難事例をみんなで共有し、解決していこうということではやっている。つまり、介護保険事業関係者だけでそういった連携がとられているという現状がございます。これは、このイメージに示すとおり、たくさんの事業とかかわりを持たないと、先ほど来の孤立死の問題、何一つ解決していかないんだろうなということ。災害時要援護者の支援体制についても同じであります。また、社協における地域支え合い事業、生き生きサロンだとか、こういった事業もきちっとシステムの中に位置づけることで、普段から町民が何気なく感じるといいますか、そういったことが構築の頂点なのかなというふうに考えますと、現状はそういったことで介護事業者の連携等はありませんけれども、他にはないということ。

課題でありますけれども、やはり老老介護というんですか、老人が老人を介護する、あるいは認知症のある方が認知症のある方を介護せざるを得ない状況が出てきています。これはもう家族だけではどうしようもない。また、行政のサービスだけでも足りない、穴があくということからすると、やっぱり地域の力と理解がないとできていけないということで、地域の力もお借りしようというイメージとなっております。

今後については、策定部会の相談の中では、まず、この黒く塗っている部分の厚岸町地域包括支援センターの役割を明確にして、その下に地域ケア会議というふうに書いておりますけれども、現在、この地域ケア会議というのは厚岸町にございません。今後、ドクター、いわゆる医師であるだとか、あるいは生活保護の担当者であるだとか、様々な人が入った会議が必要だろうというふうになりました。ただ、いきなり大きな枠で会議を検討しても、課題の抽出もできていないと話が進みませんので、まずは、介護保険事業者なら介護保険事業者との連携の中で出てきた問題をそのまま置かず、地域ケア会議というものにきちっと課題を抽出して評価をいただきながら、厚岸町でできる政策に結びつけていく。この地域ケア会議という組織を厚岸町地域包括支援センター中心に、まずこの3年間取り組ませていただきたいなということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。非常にわかりやすい説明で。

そうしますと、介護保険の中で出てきた話だから、介護保険に限定されるのかなと思っ  
てちょっとお聞きしたんですが、そうではなくて、まさに全部に、この地域で暮らす人  
を支える、そのもののシステムだというふうに理解しておけばよろしいんですね。した  
がって、今、課長さんの答弁の中に出てきたんですが、孤立死の問題であるとか、災害  
時における、いわゆる災害弱者に対してどう手当てをするかとか、そういうような問題  
も全部包括してこういうシステムが動いていかなければならないという考えで、これか  
らその構築に向かっていくというふうに承ればよろしいんですね。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私のただいまの説明は、今、委員がおっしゃってくれたと  
おりの思いで説明をさせていただきました。今後は、関係機関との連携を今まで以上に  
深めて、関係機関で持っている問題、私どもが把握している問題よりも大変な問題を持っ  
ているだろうと。そういったものも含めてトータル的にできるものをどうやって掘り下  
げていくかと、そういうまちづくりが必要であるというイメージでございます。

（「結構です」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目任意事業費。  
12番、室崎委員。

●室崎委員 ここに介護相談員というのが出てきますね。これは、確か先進地が北海道の

十勝の本別町だったかな、そこのところが全国に先駆けて非常に充実したこの制度をつくっていて、それを、確か議会で視察して、非常にいいものだとということで紹介をしたのが始まりだったような気がしているんですけども、いずれにしても、厚岸町もそれを取り入れて今動いている。それで22年度の介護相談員派遣事業についてという冊子も資料としていただきました。非常によくわかりました。

それで1点、まずお聞きするのは、今回、施設が1つ新しく、全く新しいものができるですね。町立病院の2階に老健ができますね。これは介護相談員が派遣される施設というふうに考えておいてよろしいですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どもが派遣の対象とする根拠なんでございますけれども、それぞれのサービスについて、サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準というものが厚生労働省令で定められております。この中で、地域との連携という中で、事業者の努力義務として、こういった相談員が対応するようという規定がございます、そういうことを根拠にすると、この老人保健施設については介護相談員の派遣の対象となるということで、平成24年度、派遣する方向で事業所と調整をしていく準備をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、介護保険条例の中に、介護相談員の規定がありますね。そして、実施要綱がありますね。これを見ていると、一応形の上では、施設のほうから当施設にも介護相談員を派遣してくださいという申請をしなきゃならないというふうに読めるんですが、そこで、病院のほうにお聞きするんですが、そのようなお考えはありますか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 当施設におきましても、支援員は兼務で1人配置になりますが、必要な支援員の派遣についての要請は行っていくという……（発言する者あり）済みません。介護相談員の派遣は要請していくということになると思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 2 時36分休憩

午後 2 時36分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） ちょっと制度を取り違えていた部分があります。支援相談員は町立病院にも、兼務ですが、1人配置になります。相談員については、いろんな苦情処理ですとか、要望ですとかについての派遣については、相談をいただくというふうな形になるということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 苦言を呈するわけじゃないんだけど、これ、介護保険の問題なんですよ、今お聞きしているのはね。前から病院の改革ということで、2階を老健にするんだというお話をいろいろ議会でもって説明を受けましたが、そのときにどう見ても、病院の赤字がこれだけ減るんだと、あるいは、一般財源からの繰り入れを減らすことができるというお話については非常に熱心になさるんだけど、介護保険のほうにそれがもろに響くんですよ。そして、現実問題として、介護保険料もその分は上がるんです。在宅介護のほうのサービスメニューを増やしても、余り、全くではないですけど、介護保険料には響きません。でも、この施設を増やすというときには非常に大きく響くんです。この向こう3年間でどれだけかかるかという総体を出して、3で割って、今年のを決めるんですけどね。

それで、ところがどうも病院の説明は、自分のところの問題だけに終始して、それはよくわかるんだけど、そういう波及効果とでもいうのか、影響とでもいうのか、そういう大きな介護保険やそういうものの話にはほとんど言及しなかった。私もそういうことを聞いていた。そして今、介護相談員の話聞いたときに、その制度を知っているのか知らないのかという印象を与えるような答弁をなさるといことは、これは大変遺憾であります。今、老健というものをつくって、介護保険を利用して動かすというのであるならば、介護保険に関することについてはやはりもうきちっと知っていなければならない立場でしょう。そのときに支援員と相談員とを間違えて答弁するなんていうのは許されることではないんですよ。

あえてきつい言い方をしますが、これは今病院の荷物を軽くする、あるいは病院を改革する、いろんな言い方があります。それは実行なさる、それはいいんだけど、と同時に、介護保険料を払う人たちにはやはり多少なりとも重荷をかけているんです。私は少よりも多のほうを大きい声で言わなきゃならないかと思いますが、現実にそうなんです。というあたりをきちっと考えて処していただきたいと。これはお願いいたします。

その上でもう一度聞きます。この介護相談員というのは、少なくともこの実施要綱の形の上では、施設のほうから当施設に介護相談員を派遣してくださいと申請を出して、わかりましたというので行く仕掛けになっています。それで病院としては、介護相談員を派遣してもらって、そして、いわゆる利用者との間の意思の疎通を、結局早く言うと苦情相談員なんですよ。この人たちが中に入ることによって、誤解による苦情もあるし、いろいろあります。そういうものをうまくスムーズにやっていく、それから施設側としてはよかれと思ってやっていることが、利用者にとってはうまくなかったというような

こともあるんです。いろんな問題があります。そういうところで、こういう人たちに入ってもらって、少しでもいいものにしていこうということで、現在、心和園でもどこでもやっているわけですね。ということで、どうお考えですかということなんです。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 介護施設を運営するに当たりまして、十分な知識が不足しているというご指摘だったように思います。答弁にも、そのようなことでとらえ違いを起こしているというところもございました。介護支援相談員と介護相談員の区別がなっていないというお話で、その辺は十分おわびしたいと思います。

質問者おっしゃいますように、施設を利用する上で、その苦情ですとか、利用に当たってのいろんな手続ですとか相談事、そういったものの仲介役をしていただくということで私もとらえているところがございます。そういうことでは、十分に活用して、利用者が施設を利用するに当たっての対応を改善していく上で役立てられるような派遣をいただくようにしたいと考えます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

449ページになります。

5款1項1目介護給付費準備基金費。

6款1項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金。

2目償還金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8款1項1目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 451ページから454ページまでは給与費明細書です。ございません

か。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（佐藤委員） 次に、議案第11号 平成24年度厚岸町介護サービス事業特別会計  
予算を議題といたします。  
20ページ、第1条の歳入歳出予算です。455ページは事項別明細書です。456ページの  
歳入から進めてまいります。  
456ページ、歳入。  
1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入。  
2 目施設介護サービス費収入。  
2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項1 目自己負担金収入。  
5 項自立支援給付費収入、1 目障害者短期入所介護給付費収入。  
6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 款1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。  
8 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金。  
9 款諸収入、1 項1 目雑入。

(な し)



●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、460ページ、歳出に入ります。

歳出。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 466ページ、3 目訪問入浴介護サービス事業費。

4 目短期入所生活介護サービス事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7 目包括的支援事業費。

8 目障害者介護給付事業費。

472ページ、2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 款 1 項 1 目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 478ページから480ページまでは給与費明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、議案第12号 平成24年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

22ページの第1条の歳入歳出予算、481ページは事項別明細書でございます。

それでは、482ページ、歳入から進めてまいります。

482ページ、歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料。

2目普通徴収保険料。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金。

2目過料。

4項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金。

2目還付加算金。

以上で、歳入を終わります。

484ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2項1目徴収費。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4款1項1目予備費。

以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、議案第13号 平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

24ページの第1条の歳入歳出予算でございます。488ページは事項別明細書でございます。

それでは、489ページの歳入から進めてまいります。

489ページ、歳入。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目施設介護サービス費収入。

2 項1 目自己負担金収入。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 9 款諸収入、1 項1 目雑入。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。

491ページ、歳出。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2 款1 項1 目予備費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 495ページから497ページにつきましては給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 2 時52分休憩

午後 3 時30分再開

- 委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。

議案第14号 平成24年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第 2 条、業務の予定量でございます。

次に、第 3 条、収益収入及び支出。9 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目雑収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、収益的収入を終わります。

10 ページ、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目配水及び給水費。

4 目総係費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 5目減価償却費。

6目資産減耗費。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費。

3目消費税及び地方消費税。

4項1目予備費。

以上で、収益的支出を終わります。

次に、1ページの第4条、資本的収入及び支出は13ページからとなります。

初めに、資本的収入です。

1款資本的収入、1項1目企業債。

2項国庫補助金、1目国庫補助金。

5項1目工事負担金。

6項1目補償金。

資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費。

2目総係費。

3目メーター設備費。

4目固定資産購入費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項1目企業債償還金。

以上で、資本的支出を終わります。

次に、2ページにお戻り願います。

第5条、企業債。

次に、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に、第8条、たな卸資産購入限度額でございます。

5ページは資金計画、6ページから8ページは給与費明細書です。

15ページから19ページは予定貸借対照表と予定損益計算書です。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 総体的にごございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、議案第15号 平成24年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。11ページをお開き願います。収益的収入から進めてまいります。

11ページ、収益的収入。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、広がるんですけれども、表裏一体になっているものですから、病院の収支にかかわることなので、ご了解をいただきたいと思います。済みません。

1 款の病院事業収益、11億3,500万円、この計上数字でございます。医業外、医業を含めまして11億3,500万円、この数字についてを基本にお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、6 番委員さんの病院の改革プラン、24年度、これ23年7月につくった資料だから、当然これとの差異があると思うんですよね。数字がどうのこうのじゃなくて、改革プランの24年度の医業収益と、それからここに計上されている11億3,500万円の基本的なずれというものをまず説明していただきたいなと存じます。

数字はいいですから。こういうことだから、こういうふうに狂っているんだと。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、今回の予算のベースになっていますのは、今、委員おっしゃいますように改革プランでございます。改革プランによって、24年度以降の入院、外来、それから、その他収益、費用というものをどう見積もるかというものを、概算的に7月の段階で見積もりました。当然、病院事業は毎日動いておりますし、単価の増も動きます。それとこのたびの3月の補正予算とを見比べて、改革プランの数字とはそれほどずれがないものと予想しつつ、改革プランの入院で申し上げますと1日50人、それから外来で申し上げますと1日220人、これの単価は今1月ベースの単価を用いたと。それらの違いがこれに出ているというところでございます。大きく申し上げますとそういうことになっております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと僕の聞きたかった部分と違うんですけれども、違うというのはあれなんですけれども、私なりに計算機を叩いてみたんです、何が違うのかなというふうに。

次にお尋ねをさせていただくんですけれども、11億3,500万円、医業収益、これに対して医業費用のほうなんです、12億1,700万円、これ、赤字の計画ではないですか。今年も赤字だということなんでしょうか。お伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） これは改革プランの考え方から入らなければなりませんけれども、改革プランを改定するに当たりまして、病床数の削減ということが求められました。それによって、ある程度人件費等の経費の削減も図られるような改革プランにするという大前提がありました。それで、病床数の利用率の向上も図ると。様々な要素を含めまして改革プランを作成したわけでございますけれども、その段階になりまして、当然、病棟の再編というものも考慮しなければならないというお話も昨年の秋以降させていただきましたが、そうした場合に、今までの予算の計上の仕方は88床をベースに費用に見合うような予算計上、収入計上を行ってきておりますが、改革プランにおいては55床まで病床数を削減するという中では、どうしても収入は下がります。それ以上の病床利用は望めないわけですから。改革プランはその中でも50床と220人という外来患者を見込んだという中では、収入は大きく減少しました。反対に今度、費用ですが、病院の場合、他の会計と違いまして、予算がないから患者を受け入れないんだとか、ここまでしかできない、検査はここまでしかやれないということにはなりません。必要な医療、治療というものはやらざるを得ません。年間の総経費を見積もるとというのが公営企業の大前提であります。これは総額主義と言われる一つの原則があります。そうした場合に、どうしても経費というのは、1年間を見積もった場合において計画とはずれた額になってしまうと。済みません、収入とはつり合わない額にならざるを得ないという部分が出ます。その分については収入不足になりますけれども、我々は必要な医療として、今後において医療を守るという視点で、必要な医療には必要な経費が必要だというふうに考えますので、開設者とも相談をしながら、今後の対応を検討なり相談をさせていただきたいと思いますが、今はやむを得ずこういう収支の状況で計上するに至ったということでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 今まで事業計画をつくるときに、おたくらはこういう計上の仕方ではなかったんですよ。プラスの計上ですと、計画が。違いますか。1億円ぐらいの不用額で減少になっているんですよ。これ事実ですよ。今年、今の説明ですと、改革プランに沿ってこういう計上をする。費用のほうは同じですよと。こういう理解でよろしいんですか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 以前から病院の入院、外来の患者数、予定量の見積もり方についても、議会の中でもさまざま議論をいただいております。補正予算ごとにそれを減じていくというような手法で実態が見えないというご意見もいただいておりますし、我々事業目標としてどの辺に置けばいいのかということも含めて、改革プラン時に、これは予算計上もそういう計上はやむを得ないなという判断で今現在に至っております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、以前にもこの問題について質問させていただいたことあるんですよ。でも、ずっと昨年度までこういう旧態依然とした計上の仕方をしてきたんではないですか。今回何もそういう説明がなくて、こういう事業計画の策定に至ったと。責めているんではないですよ。どこかの教育長、心臓を悪くして亡くなった方もいるんだけれども、僕はメリーさんですから、事務長を責めているんではないですから。やっぱりきちっと事業計画に対する考え方、そういうものをどこかで私どもに教えていただかなければ、この数字を見て初めてわかるようでは、私の頭ではなかなか理解できないんですよ。

それじゃ、今後、そういう考え方で、今年だけではなくて、ある程度そういう実態に沿った計上の仕方をする、ということよろしいんですか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 我々病院側としましては、年間大体、この24年度ベースでは、総額、これは4条予算も含めての話ですが、5億5,000万円を切れればいいなというふうな、そういった要望、全体の話させていただきます。そういった見込みでおりますが、どうしても当初予算ベースでは……（発言する者あり）わかりました。先ほどもお答えしたとおり、改革プランにあるような50人、220人をベースとした今後の予算ベースで検討していきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 1目、2目通してお伺いしたいんですが、厚岸町立病院といいながらも、近隣の町の患者さんも受け入れているわけですね。それで、その割合はどんなぐあいになりますか。



●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 総体の患者数の町別と申しますか、厚岸町とそのほかという割合というのは、今まで出したこともありませんで、また、それを必要とするような、病院の中でのデータというのは、必要とするような事情になかったということもありまして、システムの割合というのはちょっと押さえていない、今現状持っていないということです。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ある程度出していただいたほうがいいのではないのかなというふうに思うんですよね。それで結果的に、去年でしたか、浜中町で救急車の受け入れをしないというようなことで、全部厚岸町のほうへというような話があったり、いろんなことが今までありましたよね。以前には、浜中町のほうから厚岸町に、負担金の名前、何という名前だったかちょっと忘れちゃったけれども、大した額ではないけれども、それなりのお金が来ていたのではないのか、150万円だか250万円だか忘れちゃったけれどもね。そういうことをしていたのではないのかなというふうに思うんですけれど、そういう割合をきちっと示していただかなければ、町民の税金を使いながら厚岸町の病院は運営されているわけですよね。そのあたりは、それがつかめないということになると、町民の理解というのがなかなか得られづらくなるのではないのかなというふうに思うんです。それで以前に決算か何かで話を聞いたときに、結果的に滞納があるのも町外の人が多いんだというようなことも言われていましたよね。そうであれば、やはりきちんとそのあたりの実態みたいなものは明らかにしてくれてもいいのではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、浜中の件につきましては、確かに申し入れをしたことがあります。それは、きちんとした診療情報が得られない中で救急対応をお願いされるということが、大変リスクが高いものになっているということで、ぜひ、救急を含めて、そういう場合においては、診療所からの情報提供をいただきたいという中でのお願いと、あわせて、医療連携を図っていただきたいというお願い。そういう中ではやむを得ず受け入れられない場合もあり得ますというお話をさせていただいておりますが、今現在は、医師の充足もなりましたので、搬入される患者さんにつきましては、全面的に受け入れていると。症状次第によっては真っすぐ釧路へ行ってもらおうというような状況もあるということでもあります。

あと、以前は浜中からお金をいただいていた経緯もあったということですが、これは患者を受け入れている割合云々ではなくて、私の記憶では、結核病床を保有していたときの維持負担金だったような記憶をしておりますが、ちょっとはつきりしたことは申し

上げられませんが、以前、そういうような負担金をいただいていたという実態はあったと思います。ただ、それは、浜中町からの普通の一般の患者を受け入れる負担金という性格のものではなかったかというふうに記憶しております。はっきりしたことはちょっと申し上げられませんが。

それと、他の町村からの患者さんも受け入れているということでもありますけども、そういう意味では、広域的な病院ですので、厚岸町からも釧路に、厚岸には科のない症状を持った方がたくさん行かれます。そういう事情もありますし、厚岸町だけがどここの患者さんを受け入れていると、隣町から受け入れていると、その割合が多いから負担金をいただくというようなことは今まではしておりませんし、逆を言うと、厚岸町も釧路市にお願いしているという部分があるということで、そういった取扱いは今まではしていないというのが実態でございます。

それから、滞納の話もありましたけども、以前よりは減ってきておりますが、厚岸の町立病院の場合は、ほとんどが厚岸町と浜中町の患者さんですので、どうしても厚岸町の方と浜中町さんの方がいるというのはやむを得ず、厚岸町以外の方は浜中町さんの滞納者ですよという説明はさせてきていただいたという経緯があります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 その浜中の問題があったときに、町長は、厚岸郡の病院としてこの病院は維持していかなきゃならないんだという強い意思を示されていますよね。そういう中であっても、やはり一定の町民としては、そういう患者の動向だとかそういうものを知っておくことも大事ではないのかなというふうに、何だかんだ私、浜中に負担を求めるということは、今の制度だとかそういうものからすると大変なのかなというふうに思いますけれども、厚岸町もリスクを負いながら受け入れをしているわけですよ。そういうことを考えると、一次的に飛んでくるのはやっぱり厚岸の町立病院だと。それで手に負えないのは専門の救急医療機関に転送をするという役割を担って、町立病院があることによってそれを担えるわけですから、その辺については、やはりある程度分析もしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から開設者という立場でお答えをさせていただきたいと思います。

厚岸町立病院は、確かに厚岸郡の中核病院でございます。そういうことで、一般患者数につきましては、浜中の患者が何人かという明確な数字は今のところございません。しかしながら、救急患者については、ほぼ3割ということに相なっておるわけございまして、これが先般以来問題になっております浜中町との関係をどうするのかという課題でございまして、そういう意味において、あくまでも厚岸郡の中核病院であるという認識で病院運営をいたしておりますので、浜中町民だから診られないとか、そういうことは全くございませんので、あくまでも厚岸郡の中核病院であるということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今、町長のほうから救急患者の割合というのもありましたけれども、救急患者についてはきちんとした押さえはしておりますが、日中の患者についての割合というのは、今まで必要とされなかったということもありますので押さえていませんが、今後は何らかの形で押さえられるように、把握できるような手だてをしてみたいと思います。

あと、リスクですね。やっぱりリスクがあると重いという面では、これからもできれば最低限の情報をいただけるようなお願いは、毎年行ってきてはおりますけれども、情報交換というのはもう今は常識ですので、うちの病院から釧路に行く場合もすべて情報を先に出して、どういう患者がどういう検査をしてどういう状況にあるかというものをお知らせした中で引き受けていただくというのが、これはドクターからドクターへの常識でありますので、そういった対応もできるだけしてもらえよう形で、今、町長からありましたとおり、厚岸郡の中核病院ということでは、その役割を果たしていけるように対応していきたいと考えております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目外来収益。

3目その他医業収益。

2項医業外収益、1目受取利息及び配当金。

2目患者外給食収益。

3目その他医業外収益。

4目他会計補助金。

9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、他会計からの補助金でございますが、16ページ、資本的収入の関係もあわせて。

●委員長（佐藤委員） 順番に行きますけど。

●南谷委員 はい。同じ繰入れなものですから。

●委員長（佐藤委員） はい。

●南谷委員 広がることをお許しいただきまして。

2億6,300万円、後ろのほうで1億1,100万円、合わせますと約3億7,000何ぼという数字の繰入なんですけど、収益が、先ほどお聞きしたんですけども、マイナスになっているから、他会計からの3億何ぼの繰入、これ以外にもまだ本所勘定からの繰入というのはあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 当初予算ベースでは、2ページ目の第7条に他会計からの補助金がありますが、この総額3億7,484万4,000円が当初ベースで、総額であります。そのうち医業外収益の他会計補助金として、このたびは2億6,379万2,000円、これが直接収益的収支、病院の収支にかかわる分ということの計上でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 2億6,300万円と1億1,000万円で3億何ぼという数字、こういうことでという理解をさせていただいたんですよ。私なりに試算をさせてもらったんですけども、つい先般、補正予算で、23年度末の他会計からの繰入金数字と誤差がありますよね。今回の予算計上と大きな差があります、正直な話。そのことと、今回の計画に当たっては赤字も回収していけるという数字のもとに、5,000万円ほどの赤字の回収も見込んでやっていくよということになると、私の計算の中では何としても他会計からの補助金だけではクリアできないんですよ、正直なところ。算盤が合わないんですよ、何ぼか足りないんですよ、正直なところ。今言っているように24年度はこの計画でやって、この数字の繰入でやっていきますと、今回の収支の改善も5,000万円ほどできるんだという計画になっているという説明があったと思うんですよ。だけど、どうも私の頭では、総体収支の中では、この繰入だけでは合わないなという理解をしているんですが、いかがでしょうか。

委員長、補足させてもらいます。わからないようですから、聞いていることが。済みません。

数字は計算機を叩いていくと合うんですよ。でも、理事者側のほうで、病院では、今回の計画に基づくと5,000万円ほど収支の改善になっていくんだと言っているんですけども、私の試算では、23年度の補正予算でやっている3月末の決算の本所勘定からの繰入の実態と比較して非常に誤差があるということで、どうしても私の頭の中では、今の老健に分離しても正直なところまだ足りないという思いが非常に強いんです。計算機でやったら合うんですよ。でも、平成23年度の病院会計の補正予算の繰入している実態と、この計画が正直言って厳しいのではないのかなと。収支の改善になっていくと言われていたんですけども、この後の年次の途中でさらなる繰入なりをしていかなければ収支の改善にはつながらないのではないのかなと、私はそのように推測をさせていただいたんですが、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今の状態では、質問者おっしゃいますように、収支、収入不足です。そのことにつきましては、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、病院企業としての努力ももちろんする必要がありますが、今の医療を保つためには必要な経費として、今後、開設者である町長とも相談させていただきながら、増額補正を要望していきたいと。その中で収支の改善も含めて図りたいというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 正直言って、計算機叩いていたんだけど、数字は合っているんですよ。ちゃんと全部。だけど、どうしても自分の頭の中では理解ができなかったんです。だから、私は、そのことがどうだこうだと言っているのではないんだわ。実態からすると、計画のほうは基本的な考え方は修正された。だけど、結果いかんによっては、そういう内在しているということも理解をさせていただきました。そういうことで、今からそれがいいとか悪いとかということではなくて、そういう要素も含んでいるということを私なりに理解をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 改革プランと決算とこのたびの当初予算が三つありますものですから、これの整合性を合わせるというのは大変に難しいお話になってしまいますので、改革プランの昨年7月の計上から相当な違いがあるということは了承をいただきたいと思えますし、今後の1年間のベースの中で4,000万円程度の改善を図りたいという考え方でおります。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

4目、他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

5目負担金交付金。

6目雑収益。

以上で、収益的収入を終わります。

12ページ、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費。

2目材料費。

- 3 目経費。
- 4 目減価償却費。
- 5 目資産減耗費。
- 6 目研究研修費。
- 2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。
- 2 目医療技術員確保対策費。
- 3 目雑損費。
- 4 目消費税及び地方消費税。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 5 目繰延勘定償却。

3 項予備費、1 目予備費。

以上で、収益的支出を終わります。

次に、資本的収入、16 ページになります。

資本的収入。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金。

2 目国庫補助金。

以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。

2 項 1 目企業債償還金。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的支出を終わります。

次に、2 ページにお戻り願います。

第 5 条は借入金でございます。

次に、第 6 条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。

次に、第 7 条は他会計からの補助金でございます。

次に、第 8 条、たな卸資産購入限度額でございます。

次に、第 9 条、重要な資産の取得及び処分でございます。

6 ページは資金計画です。

7 ページから 10 ページは給与費明細書でございます。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 17 ページから 21 ページは予定貸借対照表と予定損益計算書です。  
ございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（佐藤委員） 以上で、本予算審査特別委員会に付託されました予算10件の審査は、全部終了いたしました。  
よって、平成24年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 4 時08分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年3月14日

平成24年度各会計予算審査特別委員会

委員長